

日本女子大学史資料集 第五―七  
(七)

日本女子大学校規則

〔昭和二年―二月―昭和六年七月〕

日本女子大学史資料集 第五—七  
(七)

# 日本女子大学校規則

〔昭和二年一二月—昭和六年七月〕

## 「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成した規則と、創立から昭和二年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」～「日本女子大学史資料集第五―六」で復刻した。これに続く昭和二年一月より昭和六年七月に印刷されている規則を復刻する。いずれの規則も次年度の入学志願者に向けて印刷された募集要項にあたる。ただし、昭和六年度入学志願者に向けて配布された昭和五年一月印刷の規則は、募集要項の配布時が学則改正認可申請中であつたため、別冊の「学則改正（新学制実施）に就ての説明」も併せて配布された。

なお資料の出処は、昭和二年印刷と四年印刷のものは「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所 幹事室」、昭和五年印刷のものは「成瀬記念室」\*、昭和六年印刷のものは構内にあつた大学事務部門倉庫に残されていた資料群である。

\*成瀬記念室は一九七〇年代から八〇年代初めにかけて図書館の一角にあり、八三年四月より成瀬記念館設立準備室と呼称をかえた。

## 解説

本誌に掲載した規則が適用された昭和初期の時代、日本はうち続く経済不況のなかにあつた。一九二七（昭和二）年の金融恐慌に始まり、一九二九年に引き起こされた世界大恐慌は翌年春には日本にも及び、一九三〇年から三二年の日本経済は深刻な不況に見舞われた（昭和恐慌）。物価は下落し、失業者は増加した。男子でさえ大学卒業生の三分の一は就職できず、「大学は出たけれど」の流行語が生まれるほどであつた。

そうした状況下、本学は前誌で詳述したように一九二七（昭和二）年度に「専門学校令の下に大学令に據りたるものと同一の学科程度の内容を以て実質上の大学教育を開始することに決し」、大学本科・高等学部（三か年・三か年）の課程を新設し、従来の課程である専門科（四か年）と二つの系列を併設する学制を整えた。高等学部とは、「大学令」による大学の予科にあたるものである。しかし、国の女子高等教育に対する理解は進まず、『婦女新聞』は、文部省に対し「依然冷淡なる態度」「女子高等教育に関する費用が一文も計上されていない」という批判の記事を掲載した（一四三三号 一九二七年一月二〇日）。

この二つの系列の学制の二年目となった一九二八年四月には高等学部（四〇名、専門科には五二五名が入学した。同年四月二〇日の創立記念日には、諒閣により延期していた本校創立満二五年の記念式と総合大学予科高等学部開設の始業式を兼ねて挙行し、同時に御大典記念女性文化展覧会を大々的に開催した。「過去から現代に至る女性文化の集大成であると同時に、将来における女性発展の道しるべたる使命」を掲げた展覧会は当初、無料公開を予定していたが、総合大学に必要な図書館の建築費用にあてるため、五〇銭の入場料を徴収した。四月二〇日から一〇日間の開催期間に三万人の来場者があった。初日には皇后をはじめ一〇名の女性皇族が来校し、一〇〇〇円の下賜を受けた。

この年の学事報告には、「将来施設上須要ト認ムル件」として

昭和五年度ヨリ大学本科ノ開始ニ伴ヒ教室ノ増築最モ急ヲ要スルヲ以テ昭和四年度ニ於テ工施行ノ  
予定ナリ

図書室ハ現在ハ教室ノ一部ヲ假用シ不便少カラサルヲ以テ昭和四年度ニ於テ独立ノ図書館新築ノ予定  
ナリ



在来ノ木造校舍モ鉄筋コンクリートニ改築整理ノ必要アルモ大学本科校舍建築後漸次遂行ノ見込ナリ

運動場ノ拡張、体育館ノ建築其他施設スベキ事項ハ多々アルモ是等ハ漸ヲ逐フテ完備セシメントス  
と、一九三〇（昭和五）年度からの大学本科開設に向けての校舍整備計画が記されている。しかし、翌一九二九年度の施設整備は「在来校舍ノ整理、運動場ノ拡張、体育館ノ建築」などにとどまっていた、大学本科教室と図書館については「諸般ノ事情ノ為メ実施スル能ハザリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ 然レトモ五年四月ヨリ開設スベキ本科学生八人員モ僅少ナルヲ以テ差当リ教室ノ融通ヲ付ケ収容スベキ見込ナルモ来年度ニ於テハ是非実現ヲ期スベキ見込ナリ」という状況であつた。

高等学部が開設されて四年目となる一九三〇年、三月に高等学部第一回生五〇名が卒業し四月には大学本科が開設され、五五名が入学した\*。ところがこの期に及んでも文部省からの大学認可の兆しは一向になく、折からの経済不況のもと、学園財政を逼迫する二系列の学制を維持しながらの大学昇格に麻生正蔵校長は及び腰となつていた。

\* 大学本科には、高等学部卒業者のほかに本校専門科や他の高等女学校高等科を卒業した者も入学した。

次頁の表は一九二七年度から三一年度の本学収支表である。注目すべき第一点は支出における教員俸給の割合が非常に大きく、年々その額が大きくなつてゐることである。二系列の学制に加え、「學術の理論及応用を教授且つ研究」する場にふさわしい教員を十分に揃えらるゝとなれば当然のことである。第二に注目したいのは附属校に関する収支である。本校は高等女学校・小学校・幼稚園の附属校を擁しているが、附属校関連の収入額に

1927年度～31年度学園財政收支状況

	1927年度	1928年度	1929年度	1930年度	1931年度
授業料	140,823	144,607	147,750	147,231	138,654
入学検定料	5,535	5,030	4,925	4,555	3,260
入学料	2,965	2,990	2,950	2,930	2,275
実験費/兼修科授業料	10,910	12,449	13,567	11,802	11,397
寮費など雑収入	25,566	34,330	31,715	32,128	25,445
基本財産ヨリ生スル収入	24,667	29,213	31,688	39,199	43,077
寄付金	4,929	41,586	3,690	1,942	8,084
附属校収入(内補助金)	50,489 (2,210)	51,905 (1,550)	54,597 (3,372)	52,706 (2,970)	53,025 (2,760)
基本金ヨリ振替	103,658				
繰入金					12,296
収入合計	369,542	322,110	290,882	292,493	297,513
学校長俸給	2,880	2,880	2,880	2,880	1,000
教員俸給	107,096	109,871	118,008	128,104	132,862
幹事・事務員等俸給	28,143	37,874	39,091	36,632	35,094
学校医報酬	892	993	955	936	936
雑給	13,156	12,657	15,972	13,286	14,356
図書・器械・標本等費	6,134	4,718	5,478	5,630	5,446
旅費	1,078	1,903	1,711	1,540	1,008
消耗品費	8,526	8,950	8,751	7,832	7,121
借地料	3,100	3,437	3,976	4,290	4,392
修繕費	16,353	16,782	14,042	11,928	9,166
新築費	*1 103,658	*2 37,362			
その他	17,622	23,197	19,950	20,140	30,174
附属校経費	60,904	61,486	59,838	58,839	55,958
支出合計	369,542	322,110	290,652	292,037	297,513

\*1 寮舎新築費(基本金を充当) \*2 児童研究所新築費(安田修徳会からの寄付金を充当)  
(学事年報より作成)

対する同支出額は大きく、その差額は学園全体の収入のなかで補填する計算となる。本校の学校経営は、単に高等教育部分だけの収支を考えるだけではすまなかつた。第三に入学検定料・入学料からみてもわかるように、入学希望者・入学者は増加していない。不況が続くなかで、寄付金も一九二八年度を除けば低額で推移していて、三一年度にいたっては基本財産より繰入れて支出を補うほどの経営となつていた。

大学本科が始まつてから二か月後、評議員三名のほかに麻生校長ら六名の教職員、そして

二人の同窓会代表者からなる「学制調査委員会」が設置され、大学本科・高等学部の転換の必要性など学制度に関する調査を開始した（『日本女子大学校四拾年史』一九四七年）。数回にわたって開催された調査委員会は、時に臨時調査委員（教職員や同窓会員）も交えて調査研究を重ね、ついに新学制案を作成した。一〇月一八日の評議員会で可決されると直ちに大学本科・高等学部の廃止を含む新学制原案として発表する。当事者である大学本科・高等学部の学生はすぐに学制改正を総合大学建設の意志放棄、学校の不誠意と声を上げ、同盟休校をし、学生大会を開いて反発した。混乱の事態は日刊紙でも複数に渡って大きく報道されている（『日本女子大学資料集 第七 日本女子大学校 大学本科・高等学部関係資料』）。

数日にわたる同盟休校のあと事態は終息し、一二月二六日に学則改正認可申請書を文部省に提出した。翌年二月二七日に認可が下りた。新学制は「現行本科三年高等学部三年（合わせて六年）」と、専門科四年の制度とを併合し、新しく「専門科四年研究科二年（合わせて六年）」とし、さらにその専門科を家政学部（一類、二類）、国文学部、英文学部、社会事業学部に分けるものであった。一九三二（昭和六）年度の新生から適用となり、「現行本科三年高等学部三年の学制は現在生徒の卒業後は之れを廃止す。従つて昭和六年度に於ては高等学部の生徒は募集せず」ということとなった（資料3「学則改正（新学制実施）に就ての説明」）。大学本科は一九三五（昭和一〇）年度をもつて廃止することになる。

一九三二年四月、新しい学制のもとに四三二名（うち一七名が大学本科への入学者）が入学した。第二代校長麻生正蔵は辞任し、第三代校長として渋沢栄一が就任、井上秀が学監となった。

本誌に掲載した規則は、まさにこの過渡期にあたるものである。資料番号一と二は、二系列の学制のもので、

資料番号三は、本文冒頭に記したように学則改正の手續き中に翌年度の募集を行うために二系列の学則のままとなつてゐるが、別冊として「学則改正（新学制実施）に就ての説明」が付帯され、そこには目下学則改正の認可申請中であることと、現行の学制と新しい制度のもとにできる学部の関係など、改正学制の要点が記されている。資料番号四は、昭和六年四月に新学制が始まつて最初に印刷された現行の学則である。この冒頭にある「本校の沿革」の末尾に記された一文「漸次総合大学実現の機運を促進することに努めつゝあり」（二頁）は、それまでの「近き将来に於て大学令に據りて認可されたる総合大学たるべく期しつゝあり」という言葉を書き改めたもので、総合大学実現への勢いが弱まつたことを象徴する。

未だ世間の女子高等教育への理解も乏しく、本校は昭和二年度から数えてわずか四年で変革をすることとなつた。

一 「日本女子大学校規則 昭和二年十二月印刷」（昭和三年度募集用）

・ 大きさは22×15 cm。全五一頁。天地、左右をカットした。

・ 本校の沿革中、創立当時に比較した発展の歩合の数値が寄付金は十倍から十七倍、建物は四倍から六倍等に改められた（二頁）。

二 「日本女子大学校規則 昭和四年十二月印刷」（昭和五年度募集用）

・ 大きさは22×15 cm。全五一頁。天地、左右をカットした。

・ 本校の沿革中、昭和三年四月の創立二十五周年記念式等の際に皇族の臨席があつたことが加えられた（二頁）。

・評議員のなかに井上秀(子)と藤原千代(二人とも第一回卒業生)が入った(九頁)。  
・教授及び助教授の人数が九五名から一〇〇名に増加している(二頁〜一六頁)。  
・本文中の手書き文字はすべて赤色インクで書かれていて、「昭和六年七月印刷」の規則書を作成するための追加訂正事項と思われる。

### 三

「日本女子大学校規則 昭和五年十二月印刷」〔昭和六年度募集用〕

・大きさは22×15 cm。全五三頁。天地、左右をカットした。

・教授及び助教授の人数が一〇七名に増加している(二頁〜一六頁)。

・「昭和六年度日本女子大学校学生募集要綱」(20×13 cm。両面印刷一枚)と「学則改正(新学制実施)に就ての説明」(大きさは22×15 cm、全一九頁)の二種類の印刷物が挿入されている。昭和六年度より学則改正を予定していたため、新しい学則が提示され、応募者に注意を喚起している。新学則に基づいて入学希望者を募集している。

### 四

「日本女子大学校学則 昭和六年七月印刷」〔昭和七年度募集用〕

・大きさは22×15 cm。全五六頁。天地、左右をカットした。

・「昭和七年度日本女子大学校生徒募集要綱」(20×13 cm、両面印刷一枚)及び高等学部生徒募集中止等を知らせる小紙がはさまれている。「学生募集要綱」から再び「生徒募集要綱」に変わった。

・「専門科各学部学科課程表に就て」(36×51 cm、片面印刷一枚)が挟まれているが、四二頁第六條から四九頁までに記されている事項を一枚にまとめたもので、本誌では省略する。

・本校の沿革中、数次にわたる皇族来校の意義を「我国女子教育に取りて無上の御奨励」から「帝国女子

高等教育に対する無上の御奨励」と書き換えている。続けて本校創立当初の目的を達するために「時代の推移に伴ひ学制々度の改善数次に及び漸次総合大学実現の機運を促進することに努めつゝあり」と記した(二頁)。

・教授及び助教授の人数が一―二名に増加している(二―一頁―一六頁)。

・第二章通則第二条に一年を分けて三学期制とすることが明記された(二三頁)。

・学則改正に伴い専門科以降の学則が大幅に改められた(四―一頁 第八章専門科以降)。新学則では、家政学部は家政学部第一類に、師範家政学部は家政学部第二類に内容とともに名称が改められた。

・これまでの高等学部・大学本科に続く研究科(三七頁 第六章)とは別に本校専門科卒業生等に入学を認める修業年限二か年の研究科が設置された(五〇頁 第二十一條)。

(成瀬記念館 大門泰子)



昭和二年十二月印刷



日本女子大學校學則

# 日本女子大學校要覽

## 一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍弱經費十五倍弱土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亙り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦三千百有餘名に達せり。此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず長くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり。即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり。同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下竝に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の御召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には再び 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌德若宮六妃殿下の台臨を忝くす。是れ皆に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり。特に本校は創設當初の目的を達成せんが爲め大正八年以來其規模を擴張し程度を高め大學令に據る綜合大學たらしむべく計畫中の處幸にして諸般の準備整ひたるに依り之れが認可を出願せしも、大學令適用上に疑義存し急速認可の運びに至り難きを以て止むを得ず先づ專門學校令の下に實質上の大學教育を開始するに決し昭和二年四月より其豫料たる高等學部を開設する事とし、近き將來に於て大學令に據りて認可されたる綜合大學たるべく期しつゝあり

## 二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増

進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所に於てかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらずると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は皆に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は

之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的の信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由に如何なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濺測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潛める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して每學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は每學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係保級係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有切ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす日下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ



○**訓育の方針** 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の慨なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自山とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○**本校の體育** 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戲競技等の體育を奨励するのみならず學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を瀦らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

### 三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

### 二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

### 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

### 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず  
 第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃

至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員の過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

### 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

井上準之助

塘茂太郎

村山龍平

久原房之助

久保田讓

松本亦太郎

古河虎之助

藤田平太郎

江口定太郎

麻生正藏

西園寺公望

阪谷芳郎

公爵  
法學博士  
男爵

男爵  
文學博士  
男爵

# 五、本校の現在組織

○本校の現在組織は左の如し

大學本科

文學部	理學部
國文學部	家政學部
英文學部	化學部

修業年限三ケ年

本科は昭和五年度より開始

高等學部

文政學部	文學部
家政學部	國文學部
英文學部	英文學部

修業年限三ケ年

專門科

國家學部	師範學部
英文學部	家政學部
社會學部	社會學部

修業年限四ケ年

附屬高等女學校 修業年限五ケ年

附屬豐明小學校 尋常科

附屬豐明幼稚園 滿四歳より六歳まで

○特典 専門科英文學部師範家政學部及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験檢定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

男	子	男
爵	爵	爵
森	廣	三
村	海	井
開	二	高
作	三	榮
	郎	一
		修
		門

○免許學科

一、英文學部

英語

二、師範家政學部

家事

一、國文學部

國語

六、本校教職員

職員

校長

幹事

副幹事

教授教員（イロハ順）

教授 家政學（家政學部長）

同 漢文學

同 漢文學

同 裁縫、手藝

同 園藝

同 國語、國文學

同 英文學

同 家族問題、婦人問題、母親擁護事業、  
バチエラー、オブ、アーツ

同 國語、國文學

同 國史、東洋史

同 國語

同 防貧救貧事業

麻生正藏  
塘茂太郎  
安井亮

井上秀  
市村瓚次郎  
飯島忠夫

石原助熊  
石川佐久太郎  
服部他之助

林惠海  
橋本進吉  
西岡虎之助

穗積銀  
戸田貞三

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

農學士

文學士

文學士

文學士

文學士





教授 國語、國文學

法制

國史

礦物學

化學

生理學

社會政策、勞資問題、工場法

兒童研究

社會事業、兒童保全事業

禮法

美學

地理學

社會心理學

哲學

國語、國文學

心理學、美術史

法律學

英語、英文學

保健學

英語、英文學

社會衛生

數學

圖畫

文學士

法學博士

文學博士

理學士

理學博士

醫學博士

經濟學博士

文學博士

文學士

文學士

文學博士

文學博士

文學博士

文學士

文學博士

法學博士

醫學博士

醫學博士

醫學博士

醫學博士

醫學博士

理學士

武島又次郎

中村進午

中村孝也

坪谷幸六

長井長義

永井潛

永井亨

檜崎淺太郎

生江孝之

村田志賀

村田良策

內田寬一

桑田芳藏

桑木嚴翼

前島春三

松本亦太郎

牧野英一

モード・ジョン・ケリー

二木謙三

イー・ジュー・フライツプス

富士川游

藤田外次郎

古屋正壽

教授

近代教育史

變態心理學、缺陷兒不良兒問題

文學士

小林澄之助

家庭物理

文學士

近藤耕柰

漢文學

文學士

近藤耕柰

料理

文學士

手塚正次

國文學

文學士

安藤正次

物理學

理學士

淺野正藏

實踐倫理

農學博士

麻生正藏

農村問題

農學博士

佐藤寛次

建築裝飾

工學博士

佐藤功一

漢文學

文學士

佐藤久

數學

理學士

酒井十

衣服原料

文學博士

齋藤俊吉

宗教哲學

文學士

木村武賢

英語

文學士

菊池武一

英語、英文學

法學博士

岸本能武太

經濟學

醫學博士

鹽澤昌貞

體操

醫學博士

白井規矩

育兒學

醫學博士

島田信

英語、英文學

文學士

島田重祐

社會學、英語

文學士

正田重

英語、英文學

文學士

上代たの

國文學

文學士

久松潜一

同  
 同  
 員  
 化 家 家 裁 家 家 生 家 體 英 家 生 物 物 料 家 家 家 料 體 化 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 學 事 事 縫 事 事 物 事 操 語 事 學 學 理 事 事 事 理、禮 操 學 語 統 國  
 法

バ  
 チ  
 ャ  
 ラ  
 ー、  
 オ  
 ブ、  
 ア  
 ー  
 ツ  
 理  
 學  
 士

文  
 學  
 士

森 木 正 高 柴 小 東 亘 恒 大 氏 河 若 東 芦 上 佐 藤 高 鈴 守 森 弘  
 川 原 木 木 谷 竹 理 吉 原 家 上 原 澤 田 賀 田 桑 木 屋 數 田  
 い 年 雷 み ク ミ き な 恭 壽 さ 譽 千 り ふ ハ で 米 由  
 つ 代 貴 よ ニ チ さ み 隆 子 子 わ 富 子 代 う さ 貞 ナ る 子 樹 己

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			囑託教師										英語教授囑託							教員
			琴																	物理
			唱歌																	家事
																				國語
																				化學
																				家事
ヴァイオリン																				

安	篠	大	今	末	渡	河	赤	中	川	藤	中	野	吉	米	吉	岸	永	松	矢	中	戸	白
達	野	山	井	吉	邊	原	井	井	田	井	込	宮	岡	田	江	田	井	田	口	村	野	井
	静	珠	慶	き				通	静	こ	ふ	初	ま	和	富	登		か	孝	君	村	サ
孝	江	子	松	ぬ	泰	信	久	子	枝	と	じ	枝	つ	歌	江	美	駿	る	子	子	操	ダ

囑託教師 オルガン  
 同 生花  
 同 茶道  
 同 琴  
 同 琴  
 同 碓刀  
 寮 監、指導者  
 寮 監兼指導者(指導主任)  
 指導者  
 同  
 寮 監兼指導者  
 寮 監  
 寮 監兼指導者  
 同  
 寮 監兼指導者  
 寮 監  
 寮 監兼指導者  
 同  
 同  
 同

多富久子  
 兒島文茂  
 近藤よし  
 出井清琴  
 渥美繁野  
 永井駿  
 藤原千代  
 手塚かね  
 正野田  
 瀬野  
 大岡 葛枝  
 西洞たみの  
 出野りう  
 大和多け  
 小山じゆん  
 淀野さい  
 若木里  
 高桑ハナ  
 藤田貞  
 佐賀ふさ  
 上田りさ  
 芦澤千代





指導者 同 同 寮監兼指導者 指導者 寮監 指導者 寮監 指導者 寮監 同 會計 圖書 庶務 教務 同 同 會同 同 教同 同 務務 圖書 庶務 教務

事  
務  
員

山川 知  
藤川 やす  
福澤 かのほ  
飛鳥 井満  
細見 綾子  
若林 照子  
笠原 光子  
上島 文子  
松田 かのぼる  
赤羽 秀  
三島 でん  
池上 順一  
岡田 いち  
中村 鶴太郎  
江口 鶴太郎  
福田 幾代  
津曲 八睦  
溝口 八郎  
西島 千種郎  
齋藤 千代  
上野 千  
前原 吉子

圖書  
顧問

校

醫

醫學博士  
醫學博士

前	矢	二	細
田	田	木	見
	浩	謙	綾
園	藏	三	子

# 日本女子大學校學則

## 第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

## 第二章 通 則

### 第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第三條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校記念日 四月二十日

### 第二 入學、在學

第四條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第五條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第六條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歷書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格檢査書を添付差出すべし

入學願書

本籍 府市區町 番地  
縣郡村

現住所 府市區町 番地  
縣郡村

華士族平民何某 何女 姉妹

何 誰  
生 年 月 日

私儀御校何科何學部(又は高等學部  
文科或は理科)へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰

日本女子大學校長氏名殿

履 歷 書

本籍 府市區町  
縣郡村 番地

華士族平民何某何女  
姉妹

何 誰

一 生 年 月

一 生 地

一 轉 住

一 現 住 所

一 兩親の有無

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

一 .....

賞 罰

一 .....

右之通に候也

年 月 日

右

何 誰

第七條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし  
第八條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其實に任じ得る者たるを要す

第九條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十條 保證人死亡又は第八條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十一條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十二條 特別の事情ありて入寮する能はざるものは父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

### 第三 退學、休學

第十三條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

- 一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者
- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ケ年以内休學することを得

第十六條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

### 第四 卒業

第十七條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

### 第五 檢定料、入學料及授業料

第十八條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の詮衡及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第十九條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科金九拾四圓とす  
第二十一條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数	期	間	本科	高等學部	專門科
----	---	---	----	------	-----

第一期	四月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
-----	--------	--	-------	------	-------

第二期	九月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
-----	--------	--	-------	------	-------

第三期	一月十五日迄		金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓
-----	--------	--	------	------	-------

第二十二條 一旦納付したる學費は之を還付せず

第二十三條 休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十四條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

### 第三章 本科

第二條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一 本校高等學部を卒へたる者

一 本校專門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一 專門學校令に依る女子專門學校本科を卒へたる者

一 高等女學校の高等科を卒へたる者

一 中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一 專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者



第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔設備を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一 本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一 本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は設備の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験檢定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

#### 第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部  
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては參考科目を加ふ

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 兒童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服裝研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各部科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及每週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
生理學	實驗	二	二	
食品化學	實驗	二	二	
食糧品學	實驗	二	二	
實驗				

必修科目  
第二部

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	營養學
								二				二
										二		二
二		二		二		二				二		

兒童心理學	婦人科醫學及衛生	實驗	小兒診斷學	實驗	小兒營養學	實驗	小兒保育學	小兒科醫學	實驗	遺傳及優種學	實驗	胎生學	解剖學	實驗	生理學
							二			二		二	二		二
					二		二	二		二					二
二	二		二												

選擇科目  
 醫學 二  
 心理學 二  
 兒童保護問題 二  
 婦人保護問題 二  
 變態心理學 二  
 兒童心理學 二  
 玩具論研究 二  
 特殊教育研究 二  
 食料品取締法規 二  
 被服材料學 二  
 織物材料學 二  
 同物實驗 二  
 住宅構造及衛生學 三  
 住宅概論 三  
 消費經濟研究 三  
 生活經濟研究 三

家政學概論					二
家庭教育研究					二
實驗					二
個性研究					
實驗					

每週學修時數

社會事業概論 二  
 經濟學 二  
 社會學 二  
 社會政策 二  
 衛生學 二  
 教育學及教授法 三  
 第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

但し參考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して之に合格したるものを以て卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

第一學年

必修科目	學修期間	毎週時數	毎週回數
理論及無機化學第一部	一年	四	一
有機化學第一部	一年	二	一
分析化學	一年	二	一

物理學

分析化學實驗

無機化學實驗

第一學年

必修科目

無機化學第二部

有機化學第二部

理論化學第二部

有機化學實驗法

理論化學實驗法

有機化學實驗

理論化學實驗

選擇科目(甲)

化學史

鑛物學

植物學

第三學年

必修科目

特別問題實驗

色染化學

榮養化學

燃料及電氣

選擇科目(乙)

一年

一、二學期

三學期

一年

一年

一年

一年

一年

半年

半年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年間隨時

一年

一年

一年

四

一

一

二

三

三

二

二

二

一

一

一

二

二

二

一

一

二

二

二

一

五

五

一

一

一

一

一

五

五

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

膠質化學 一年  
 藥物學 一年  
 細菌學 一年

二  
 二  
 二  
 二  
 一  
 一  
 一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるもの

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及び選擇科目甲乙の内各二科目以上合格したるものを以て卒業者とす

### 第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

國文學部  
 英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一) 國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(二)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教必理學(一)比較宗教學(一)  
 哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(二)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二) 英文學部



## 必 修 科 目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

## 選 擇 科 目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)  
美學、美術史(一)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)  
國文學(一)

## 隨 意 科 目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲示す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

## 第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲するものは特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歷書を添付して願出づべし

前項の履歷書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を撰定して學力檢定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學滿期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を経て其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す

第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

科目	學年及毎週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理	二	二	二
國語	二	二	二
漢文	二	二	二

第一外國語	一〇	一〇	一〇
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	二	二	二
地理	二		
數學	二	二	二
心理及論理		二	二
哲學			二
法制及經濟			二
自然科學	二	二	二
體操	二	二	二
計	二六 (三〇)	二六 (三〇)	二六 (三〇)

一、第一外國語は英語とす

二、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	學年及每週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理	二	二	二

國語及漢文	二	二	二
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
數學	四	四	二
物理學		三	五
化學		三	四
植物及動物	二	二	
礦物及地質	二		
心理學		二	二
哲學			
圖畫	二		
體操	二	二	二
計	(二六)	(三九)	(三九)

一、第一外國語は英語とす

二、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第八條 各學年の課程修了及卒業は各科目の試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

## 第八章 專門科

第一條 專門科は女子に適當なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす  
第二條 專門科に左の諸學部を置く

家政學部

國文學部

英文學部

師範家政學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す  
但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第七條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及每週學修時數左の如し

實踐倫理 (一)  
體操 (二)

第八條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目、配當及其每週學修時數左の如し

倫理學 第二學年(一)第三學年(一)

心理學 第一學年(一)

國語 第一學年(四)

英語 第一學年(三)第二學年(三)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語を缺くことを得

國文學部に於ては作文、文法、修辭及現代國文學を以て前項の國語に充つ

英文學部に於ては英語讀解を以て前項の英語に充つ

第九條 主專攻科目は學生が主力を注いで學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻科目の研究に必要な豫備知識を授くる科目とす

第十條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り每週三時間以上專攻する聯絡ある一團の科目とす

第十一條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十二條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其每週學修時數左の如し

家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家庭物理學	二			
家庭化學	三			

生理衛生學	二												
家庭微生物學	一												
主專攻科目													
衣服研究					二、三學期 三五								
住居研究					二學期 二								
食物研究													三
育兒								三學期 二					
養老								一、二學期 二					
家庭管理													二
料理					三								三
計	八	八			三	一〇							八

備考 副專攻科目として物理學を選択するものは家庭物理學を缺くことを得

國文學部

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語學概論	二			



英文學科

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語讀解	一〇	一〇	七	五
文學概論	二			
作文、文法、修辭	二			
語法研究				一
現代國文學	二			
近代國文學		三	二	二
中世國文學		三	二	二
上代國文學				二
國文學史		二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文學	二	二	二	二
計	一〇	一〇	一〇	一一

師範家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
基礎物理學	二			
家庭化學	三			
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
主專攻科目				
衣服研究		二、三學期 三五		
食物研究			三	三

計	英文學評論	英文學史	英文文學	英語作文	英語會話
一五				三	二
一五				三	二
一四		二	五		
一四	二	二	五		

社會事業學部

備考 副專攻科目として物理學を選擇するものは家庭物理學を缺くことを得

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		

計	八	八	一〇	一〇
物理學		三	三	三
教育學			二	二
養老護				
育兒法			三	二

中等女學校教授法  
 教育學概論  
 家庭一般教授法  
 二

個人調査實習																				
社會事業實習																				
遊戯娛樂問題、缺陷兒ノ研究及取扱不良少女問題																				
母親擁護事業、家庭教育																				
兒科、産科、育兒看護法																				
兒童保護事業概論																				
社會事業調査法																				
同化事業、家族問題 防貧、救貧事業																				
兒童學																				
産業の發展																				
社會事業の發展及理論																				
社會問題																				
變態心理學																				
社會倫理																				
主專攻科目	兒童保全科																			
憲法行政法民法																				

	主專攻科目	女工保全科				
	社會倫理				二	二
	變態心理學				二	二
	社會問題				二	二
	社會事業の發展及理論				二	二
	産業の發展				二	二
	工場法、青年女子ノ研究 女子職業問題				二	二
	同化事業、家族問題 防貧、救貧事業					二
	社會事業調查法					二
	女工ノ教育保護及娛樂問題					二
	女工使用問題農村問題、 勞資問題					二
	社會政策					二
	婦人問題					二
	社會事業實習					二
計		八	八		二二	二二

第十三條 副專攻科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、哲學史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、英語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十四條 開設すべき選擇科目並に其每週學修時數は學年の始め之を揭示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十五條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ每週十九時間以上二十五時間以内の範圍内に於て學修するものとす

第十六條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十七條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十八條 各學年の課程修了は各科目の試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十九條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を參照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第二十條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考

査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十一條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十二條 各學部の卒業生にして引續き在學研究せんと欲する者は一年以上三年以内の範圍内に於て之を許可することあるべし

第二十三條 本校の諸規則は凡て之を特修生並に研究生に適用す

#### 附 則

第二十四條 本學則改正の際現在在學せる從來の日本女子大學校各學部學生は專門科各學部に在學せるものと看做す

## ○寮規

- 一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし
  - 一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ
  - 一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし
  - 一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし
  - 一、本校校醫は寮の衛生を司どり病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
  - 一、寮生は左の寮費及び食料雜費を毎月前納すべし
    - 但時價の高低により隨時之れを増減す
- |     |    |       |       |        |
|-----|----|-------|-------|--------|
| 普通寮 | 寮費 | 參圓    | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
| 折衷寮 | 寮費 | 四圓五拾錢 | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
| 洋風寮 | 寮費 | 五圓及六圓 | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
- 一、本校寮生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
  - 一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若くは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

## 入學志願者心得

- 一、入學志願者は規則書の巻頭に掲げたる本校教育の主義方法を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたる
- 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし
- 三、入學志願者は本校所定の入學願書、履歷書に左の書類並に檢定料金五圓を添付差出されたし(學則第二章第六條第十八條參照)
- 一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書  
但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を(何々第何巻と)附記せらるゝを要す
- 二、體格檢査書
- 三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書  
但この考定書は性質特徴品行に關し、詳細に記載したるものなるを要す
- 四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし
  - 一、氏名の側に片假名を附すること
  - 二、氏名の上に入寮又は通學と記すること
  - 三、高等學部入學志願者は願書本文中の文科又は理科の下に括弧を設け其中に大學本科の志望學部名(英文學部志望志望の)を記すること  
又は家政學部
- 五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合はざる等の爲め證衡上不利なる結果を見らるゝこと尠なからざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありたし
- 六、學校によりては證明書類を本人に交附せずして直接當校へ送付の手續きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られたし若し學校に於て入學願書、履歷書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付し



て下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又従來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向尠なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る狀況にあり加ふるに詮衡に際し其學部志望者を先きにし然る後第二志望者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志望者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を詮衡の上學則第八章第五條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

譯解、作文、書取、發音、會話

○譯解の程度はナショナルリダー第四を標準とす併し問題は必ずしも該讀本のみより出すとの意にはあらず  
○作文は和文英譯により單純なる英文の構造並に之れに要する文法の理解と應用とを試験するにあり

○書取及び會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置くこととせり

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし

十、實科高等女學校、實業學校の卒業生は當分の内入學願書を受理せず

十一、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る

十二、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滯なく其旨申出られたし

十三、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり

十四、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す

十五、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず

十六、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたし

日本女子大学校四十年史  
編纂資料

10	65	出所	幹事室	保
----	----	----	-----	---

分類

摘  
録

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

電話

本校 三、五〇〇  
同 校牛込 三、五〇一  
校長宅 同 三、一九〇  
同 寮會購買會牛込 三、八二四  
同 楓會 二、五二九  
同 楓會 二、五二九

昭和四年十二月印刷



日本女子大學校學則

# 日本女子大學校要覽

## 一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強經費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亙り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦三千八百有餘名に達せり。此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず長くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり。即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり。同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の御召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には再び 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌德若宮六妃殿下の台臨あり超えて昭和三年四月本校創立滿二十五年記念式、大學豫科たる高等學部始業式、御大典記念女性文化展覽會等を併せて舉行したる際は 皇后陛下の行啓を仰ぎ東伏見宮伏見若宮賀陽宮久邇宮久邇若宮梨本宮朝香宮竹田宮閑院若宮九妃殿下の台臨を忝くす。是れ嘗に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり。特に本校は創設當初の目的を達成せんが爲め大正八年以來其規模を擴張し程度を高め大學令に據る綜合大學たらしむべく計畫中の處幸にして諸般の準備整ひたるに依り之れが認可を出願せしも、大學令適用上に疑義存し急速認可の運びに至り難きを以て止むを得ず先づ專門學校令の

下に實質上の大學教育を開始するに決し昭和二年四月より其豫科たる高等學部を開設し、近き將來に於て大學令に據りて認可されたる綜合大學たるべく期しつゝあり

## 二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徵にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以

眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は奮に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人



格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするに必須缺くべからざる人生の本源の動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天眞を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濺刺として活動し各人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の名令指揮を待たず自ら

進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむるして毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有功ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導者に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものも外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十一高等女學寮舎一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得

失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○**訓育の方針** 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の慨なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○**本校の體育** 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戯競技等の體育を奨勵するのみならず學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漲らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

### 三三 本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人組織に改めたり寄附行爲證は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協義の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲ぐる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

### 二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

### 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

### 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙

第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 資産より生ずる利子及び其他の收益
- 一 入學金授業料及び其他の雜收入
- 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

## 五 評議員

第十三條 本財團法人拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の揀定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其揀定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す  
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二一條 理事は評議員の議決によりて之を撰定す

第二二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第二五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

井上準之助

井上秀子

塘茂太郎

村山龍平

久原房之助

久保田謙

松本亦太郎

古河虎之助

藤原千代

男 文學博士 男 爵 男 爵 男 爵

## 五、本校の現在組織

○本校の現在組織は左の如し

大學本科 文學科 英國文學部 文部 理學科 家政學部 化學部 修業年限三ヶ年 本科は昭和五年度より開始		高等學部 文部 理學科 家政學部 英國文學部 國文學部 文部 師範學部 社會事業部 修業年限三ヶ年		專門科 國家文學部 國文學部 英國文學部 師範學部 社會事業部 修業年限四ヶ年		附屬高等女學校 修業年限五ヶ年		附屬豐明小學校 尋常科		附屬豐明幼稚園 滿四歳より六歳まで	
男子	男子	男子	男子	男子	男子	男子	男子	男子	男子	男子	
爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	
森	森	三	三	阪	麻	江	江	江	江	江	
村	村	井	井	谷	生	口	口	口	口	口	
開	開	高	高	芳	正	定	定	定	定	定	
作	作	修	修	門	藏	條	條	條	條	條	

○特典 専門科英文學部師範家政學部及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験檢定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一、英文學部 英語
- 一、師範家政學部 家事
- 一、國文學部 國語

六、本校教職員

職員

- 校長
- 幹事
- 會計主事

教授教員

*北野 隆*  
*又 瓦 重 三*  
*井上 三用 夫*

(イロハ順)

井上

- 教授 家政學(家政學部長)
- 同 育兒 婦人衛生
- 同 化學
- 同 漢文學
- 同 裁縫、手藝
- 同 園藝
- 同 國語、國文學
- 同 英文學
- 同 家族問題、婦人問題、母親擁護事業、
- 同 國語、國文學
- 同 國史、東洋史

- 醫學博士 岩田 正 秀
- 理學士 今井 賴 省
- 文學博士 飯島 忠 夫
- 犬飼 すすみ
- 石原 助 熊
- 石川 佐久太郎
- 文學士 服部 他 之 助
- 文學士 林 惠 海
- 文學士 橋本 進 吉
- 文學士 西岡 虎 之 助

- 麻生 正 藏
- 塘 茂 太 郎
- 織田 雄 次

X





同 同

料 理 化學 國語、國文學(國文學部長) 法制 國史 獨逸語 英語 礦物學 生理學 社會政策、勞資問題、工場法 兒童研究 社會事業、兒童保全事業 禮法 美學 地理學 宗教史 社會心理學 哲學 國語、國文學 心理學、美術史 法制經濟 英語、英文學 保健學

ドクトル、オブ、フィロソフィー

英語

礦物學

生理學

社會政策、勞資問題、工場法

兒童研究

社會事業、兒童保全事業

禮法

美學

地理學

宗教史

社會心理學

哲學

國語、國文學

心理學、美術史

法制經濟

英語、英文學

保健學

口文學

藤岡勝二



宗教哲學 吹慶輝

病人食餌 上田春澄

まのふま 宇野 文野 莫

理學士

文學士

法學博士

文學博士

文學士

理學士

醫學博士

經濟學博士

文學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

醫學博士

玉木直

丹下梅

武島又次郎

中村進午

中村孝也

中村政雄

長岡擴

坪谷幸六

永井潛

永井亨

橋崎淺太郎

生江孝之

村田志賀

村田良策

內田寬一

野見山フジ

桑田芳藏

桑田嚴翼

前田春三

松本亦太郎

松本重治

モード・リヨン・ケリー

二木謙三

同 同

英語、英文學  
社會衛生  
數學  
圖畫  
心理學  
近代教育史  
變態心理學、  
家庭物理  
漢文學  
形態美學  
物理  
實踐倫理  
圖畫  
農村問題  
建築裝飾  
西洋史  
漢文學  
數學  
衣服原料  
宗教哲學  
英語  
經濟學

缺陷不良兒童問題

ドクトル、オブ、フイロンフイー

漢五  
福田福二郎

英語 佐竹直重  
同 山宮 允  
又 山宮 允

醫學博士  
文學博士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
醫學士  
文學士  
文學士  
文學士

イー・ジィ・フイリツアブス  
富士川 游  
藤田 外次 郎  
古屋 正 壽  
高良 ト ミ  
小林 澄 兄  
小熊 虎 之 助  
近藤 耕 藏  
近藤 耕 藏  
近藤 耕 藏  
今和次郎  
手塚 かね  
淺野 正 藏  
麻生 正 藏  
阿部 七五三 吉  
佐藤 寛 次  
佐藤 功 一  
佐藤 堅 司  
佐藤 久  
酒井 十 代  
齋藤 俊 吉  
木村 泰 賢  
菊池 武 一  
鹽澤 昌 貞

同 體操  
 同 育兒學  
 同 英語、英文學  
 同 社會學、英語(社會事業學部長)  
 同 英語、英文學(英文學部長)  
 同 國文學  
 同 國語  
 同 料理  
 同 統計學  
 同 博物學  
 同 化學  
 同 體操  
 同 助教授  
 同 料理、禮法  
 同 家事  
 同 家事  
 同 物理學  
 同 生物學  
 同 生物學  
 同 體操  
 同 生物學  
 同 數員  
 同 家事  
 同 家事  
 同 家事

醫學博士  
 パチエラー、オブ、アーツ  
 マスター、オブ、アーツ  
 マスター、オブ、アーツ

文學士

理學士  
 理學士

白井規矩郎  
 島田重祐  
 島田重祐  
 正田重祐  
 上代たの淑  
 久松潜一  
 弘田由己  
 東佐譽子  
 森數樹  
 妹尾秀實  
 鈴木ひでる  
 高桑ハナ  
 藤田貞ナ  
 上田う  
 芦澤千代  
 若原富  
 河上さ  
 氏家壽子  
 恒吉隆  
 野口つ  
 亘理な  
 小竹ミ  
 柴谷ク  
 一五

洋裁  
 高木之ヨ  
 丹羽ヨシ  
 10

15/18/18

同  
 英語教授囑託 南 南 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 體 料 化 博 物 家 家 家 化 國 家 物 化 家  
 操 理 學 物 事 事 事 學 語 事 理 學 事

物理種市可  
 家徽  
 生理  
 博士  
 高橋富子  
 河野アイ  
 小沢  
 家事  
 小堀浪路  
 家事  
 笠井たけ  
 津本季  
 木下けい  
 27  
 27  
 27

赤川 中野 吉岡 米岡 吉田 岸田 永井 山中 片山 國分 山本 伊藤 笠井 石森 松田 矢口 中野 戸野 由井 森川 木原  
 井 田 込 宮 岡 田 富 登 駿 初 峰 喜 順 の 千 孝 君 サ い 年  
 静 ふ 初 ま 和 富 登 駿 ヲ 代 子 代 子 ぶ 代 孝 子 子 操 夕 つ 代  
 久 枝 じ 枝 つ 歌 江 美 駿 ヲ 代 子 代 子 ぶ 代 孝 子 子 操 夕 つ 代  
 25 24 21/10 20 22

寮監兼指導者(指導主任) 寮 監、指導者

同 同

料 料 確 琴 琴 琴 茶 生 花 オルガン ヴァイオリン ピアノ ピアノ 唱歌 囀託教師 琴

藤原千代 青柳正猛 酒井正吉 永井駿 海老澤郁子 渥美繁野 出井清琴 近藤よし 兒崎文茂 多富久子 安達孝 一宮道子 篠野静江 大山珠子 今井慶松 峯本義子 山中 小笠原理子 板垣なを 小牧平 末吉 渡邊 泰

指導者

同

寮監兼指導者

同

寮監兼指導者

指導者

同

寮監兼指導者

寮監

寮監兼指導者

同 兼指導者

指導者

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

寮監兼指導者

手塚 かね

正田 信

瀬野 枝

大岡 薦

出野 あり

大野 和たけ

小多 じゆん

淀野 さい

若木 里

高桑 ハナ

藤田 貞

上田 りう

芦澤 千代

若原 富

氏家 壽

大原 恭子

小竹 ミチ

亘理 なみ

菅支 那子

野見山 フジ

木原 代

柴谷 夕

山原 鶴

寮監兼指導者

同

同

寮監兼指導者

指導者

同

同  
寮監兼指導者

指導者

同

寮監兼指導者

指導者

同

寮監兼指導者

寮監

指導者

同

寮監

指導者

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者

寮監

指導者

寮監

寮監兼指導者

寮監兼指導者

井上ヨシコ  
26

平井フジエ  
26

横山花和  
26

石川のりこ  
26

栗栖好子  
26

右原君代	有賀あやか	小林三四子	林原節子	前原麗子	大澤多喜子	伊藤順子	安藤とき	松田かほる	中村君子	上村文子	若林照子	戸野村操	石野千代	福澤かほる	山川知	中原千代	關貞子	中村サダ	榮三浦	巖居正榮	白邊まゆみ	西川鬼美	安東幸子
------	-------	-------	------	------	-------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	-----	------	-----	------	-----	------	-------	------	------





# 日本女子大學校學則

## 第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

## 第二章 通 則

### 第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第三條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校記念日 四月二十日

### 第二 入學、在學

第四條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第五條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第六條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歷書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし

入學願書

本籍 府市區町 番地  
縣郡村

現住所 府市區町 番地  
縣郡村

華士族平民何某 何女 姉妹

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何科何學部（又は高等學部（文科或は理科））へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰

日本女子大學校長氏名殿

履 歴 書

本籍 府市區町  
縣郡村 番地

華士族平民何某何女  
姉妹

何

誰

一 生 年 月

一 生 地

一 轉 住

一 現 住 所

一 兩親の有無

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

.....

賞 罰

.....

右之通に候也

年 月 日

右

何

謹 啓

第七條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし  
第八條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第九條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十條 保證人死亡又は第八條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十一條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十二條 特別の事情ありて入寮する能はざるものは父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

### 第三 退學、休學

第十三條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ケ年以内休學することを得

第十六條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

### 第四 卒業

第十七條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

### 第五 檢定料、入學料及授業料

第十八條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の證衡及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第十九條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科金九拾四圓とす  
第二十一條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数	期	間	本科	高等學部	專門科
----	---	---	----	------	-----

第一期	四月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
-----	--------	--	-------	------	-------

第二期	九月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
-----	--------	--	-------	------	-------

第三期	一月十五日迄		金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓
-----	--------	--	------	------	-------

第二十二條 一旦納付したる學費は之を還付せず

第二十三條 休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十四條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

### 第三章 本科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一 本校高等學部を卒へたる者

一 本校專門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一 專門學校令に依る女子專門學校本科を卒へたる者

一 高等女學校の高等科を卒へたる者

一 中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一 專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選抜證衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一 本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一 本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は證衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験檢定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

#### 第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部  
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては參考科目を加ふ

第三條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 兒童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服裝研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及毎週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
生理學	實驗	二	二	二
食品化學	實驗	二	二	二
食糧品學	實驗	二	二	二
實驗				



第二部  
必修科目

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	營養學
								二				二
										二		二
二		二		二		二				二		

兒童心理學	婦人科醫學及衛生	實驗	小兒診斷學	實驗	小兒榮養學	實驗	小兒保育學	小兒科醫學	實驗	遺傳及優種學	實驗	胎生學	解剖學	實驗	生理學
							二			二		二	二		二
					二	二	二			二					二
二	二		二												



社會事業概論	二
經濟學	二
社會學	二
社會政策	二
衛生學	二
教育學及教授法	三

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

但し參考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して之に合格したるものを以て卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

第一學年

必修科目	學修期間	每週時數	每週回數
理論及無機化學第一部	一年	四	一
有機化學第一部	一年	二	一
分析化學	一年	二	一

物理學

分析化學實驗

無機化學實驗

第二學年

必修科目

無機化學第二部

有機化學第二部

理論化學第二部

有機化學實驗法

理論化學實驗法

有機化學實驗

理論化學實驗

選擇科目(甲)

化學史

礦物學

植物學

第三學年

必修科目

特別問題實驗

色染化學

榮養化學

燃料及電氣

選擇科目(乙)

一、二學期

三學期

一年

一年

一年

一年

一年

一年

半年

半年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年

一年間隨時

四

四

四

三

三

三

二

二

二

二

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

膠質化學	一年	二	一
藥物學	一年	二	一
細菌學	一年	二	一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及び選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものを以て卒業者とす

### 第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

- 國文學部
- 英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

- (一) 國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)
  - 必修科目

- 國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(二)
- 選擇科目

- 外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教必理學(一)比較宗教學(二)哲學(二)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(二)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

- 獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

- (二) 英文學部

## 必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

## 選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)  
美學、美術史(二)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)  
國文學(一)

## 隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

## 第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲するものは特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歷書を添付して願出づべし

前項の履歷書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を撰定して學力檢定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學満期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を経たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す



第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

科目	學年及毎週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理		二	二	二
國語		二	二	二
漢文		二	二	二

第一外國語	一〇	一〇	一〇
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	二	二	二
地理	二	二	二
數學	二	二	二
心理及論理	二	二	二
哲學	二	二	二
法制及經濟	二	二	二
自然科學	二	二	二
體操	二	二	二
計	二六 (三〇)	二六 (三〇)	二六 (三〇)

一、第一外國語は英語とす  
 二、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす  
 第七條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理	二	二	二

國語及漢文	二	二	二
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
數學	四	四	二
物理學		三	五
化學		三	四
植物及動物	二	二	
礦物及地質	二		
心理學		二	
哲學			二
圖畫	二		
體操	二	二	二
計	(二六) 二六	(三三) 三三	(三三) 三三

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第八條 各學年の課程修了及卒業は各科目の試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

## 第八章 專門科

第一條 專門科は女子に適當なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす  
第二條 專門科に左の諸學部を置く

家政學部

國文學部

英文學部

師範家政學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ケ年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す  
但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ケ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第七條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及每週學修時數左の如し

實踐倫理 (一)  
體操 (一)

第八條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目、配當及其每週學修時數左の如し

倫理學 第二學年(二)第三學年(二)

心理學 第一學年(二)

國語 第一學年(四)

英語 第一學年(三)第二學年(三)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語を缺くことを得

國文學部に於ては作文、文法、修辭及現代國文學を以て前項の國語に充つ

英文學部に於ては英語讀解を以て前項の英語に充つ

第九條 主專攻科目は學生が主力を注いで學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻

科目の研究に必要な豫備知識を授くる科目とす

第十條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り每週三時間以上專攻す

る聯絡ある一團の科目とす

第十一條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十二條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其每週學修時數左の如し

家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家庭物理學	二			
家庭化學	三			

生理衛生學	二												
家庭黴菌學	一												
主專攻科目													
衣服研究					一、三學期 二、五								
住居研究					二、三學期								
食物研究					二								
育兒						三學期	二						
看護						一、二學期	二						
家庭管理							三						
料理							三						
計	八	八	一〇	八									

備考 副專攻科目として物理學を選擇するものは家庭物理學を缺くことを得

國文學部

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語學概論	二			

英文學科

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語讀解	一〇	一〇	七	五
文學概論	二			
作文、文法、修辭	二			
語法研究				一
現代國文學	二			
近代國文學		三	二	二
中世國文學		三	二	二
上代國文學				二
國文學史		二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文學	二	二	二	二
計	一〇	一〇	一〇	一一

師範家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
基礎物理學	二			
家庭化學	三			
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
主專攻科目				
衣服研究		二、三學期 三五		
食物研究			三	三

計	英文學評論	英文學史	英文學	英語作文	英語會話
一五				三	二
一五				三	二
一四		二	五		
一四	二	二	五		



備考 副專攻科目として物理學を選擇するものは家庭物理學を缺くことを得

社會事業學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		

育兒法			三學期	二
看護老護				二
教育學			教育學概論 中等女學校教授法	二 一
料理		三	一般教授法	二
計	八	八	一〇	一〇

憲法行政法民法																			
主專政科目	兒童保全科																		
社會倫理																			二
變態心理學																			二
社會問題																			二
社會事業の發展及理論																			二
産業の發展																			二
兒童學																			二
同化事業、家族問題 防貧救貧事業																			二
社會事業調查法																			二
兒童保護事業概論																			二
兒科、產科、育兒看護法																			二
母親擁護事業、家庭教育																			二
遊戯娛樂問題、缺陷兒ノ研 究及取扱不良少女問題																			二
社會事業實習																			二
個人調查實習																			二



第十三條 副專攻科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、哲學史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、英語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十四條 開設すべき選擇科目並に其每週學修時數は學年の始め之を揭示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十五條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ毎週十九時間以上二十五時間以内の範圍内に於て學修するものとす

第十六條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十七條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十八條 各學年の課程修了は各科目の試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十九條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を参照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第二十條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十一條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十二條 各學部の卒業生にして引續き在學研究せんと欲する者は一年以上三年以内の範圍内に於て之を許可することあるべし

第二十三條 本校の諸規則は凡て之を特修生並に研究生に適用す

附 則

第二十四條 本學則改正の際現に在學せる從來の日本女子大學校各學部學生は専門科各學部に在學せるものと看做す

## ○寮 規

- 一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし
  - 一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ
  - 一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし
  - 一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし
  - 一、本校校醫は寮の衛生を司どり病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
  - 一、寮費及食料雜費左の如し寮費は每學期、食料雜費は毎月前納とす  
但時價の高低により隨時之れを増減す
- |     |    |       |       |        |
|-----|----|-------|-------|--------|
| 普通寮 | 寮費 | 肆圓    | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
| 折衷寮 | 寮費 | 四圓五拾錢 | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
| 洋風寮 | 寮費 | 五圓及六圓 | 食料及雜費 | 拾七圓五拾錢 |
- 一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
  - 一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若くは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

## 入學志願者心得

- 一、入學志願者は規則書の卷頭に掲げたる本校教育の主義方法等を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたし
- 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし
- 三、入學志願者は本校所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に檢定料を添付差出さるべし(學則第二章第六條第十八條參照)
  - 一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書  
但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を(何々第何巻と)附記せらるゝを要す
  - 二、體格檢査書
  - 三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書  
但この考定書は性質特徴品行に關し、詳細に記載したるものなるを要す
  - 四、檢定料金五圓(現金又は郵便爲替券)
  - 五、寫眞(手札形半身臺紙なし最近半年以内に撮影せるもの)
- 四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし
  - 一、氏名の側に片假名を附すること
  - 二、氏名の上に入寮又は通學と記すること
  - 三、高等學部入學志願者は願書本文中の文科又は理科の下に括弧を設け其中に大學本科の志望學部名(英文學部志望如し)を記すこと
- 五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合はざる等の爲め詮衡不可能となる場合尠なからざるに付き手落ちなきやう總べて取捕への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交附せずして直接當校へ送付の手續きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られたし若し學校に於て入學願書、履歷書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向尠なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る狀況にあり加ふるに詮衡に際し其學部志望者を先きにし然る後第二志望者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志望者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、大學本科入學志願者にして學則第三章第三條一項乃至三項に該當するものに對して行ふ試験の科目は左の如し

理學科 家政學部 英語 物理化學  
化學部 英語 物理化學

文學科 國文學部 國語 漢文 英語  
英文學部 國語 英語

九、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を詮衡の上學則第八章第五條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

譯解、作文、書取、發音、會話

○譯解の程度はナショナルリダー第四を標準とす併し問題は必ずしも該讀本のみより出すとの意にはあらず  
○作文は和文英譯により單純なる英文の構造並に之れに要する文法の理解と應用とを試験するにあり

○書取及び會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置くこととせり

一〇、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし

一一、實科高等女學校、實業學校の卒業生は當分の内入學願書を受理せず

一二、入學志願者の年齢二十五歳以下にして未婚者に限る

- 一三、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遅滞なく其旨申出られたし
- 一四、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり
- 一五、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す
- 一六、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず
- 一七、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたし



日本女子大学校四十周年  
編集資料

no	66	出所	幹事室	係
分類				
備 註				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

# 日本女子大學校

## 電話

本校	三、五〇〇
校舎	三、五〇一
校長宅	三、一九〇
同	同
寮	二、五二八
榎	二、五二九
楓	二、五二九
購買會	二、五二九
同	同
同	二、五二八



2316-1

昭和五年十二月印刷



日本女子大學校學則

# 日本女子大學校要覽

## 一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を遂ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強經費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亙り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦三千八百有餘名に達せり。此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず長くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり。即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり。同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下竝に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の御召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には再び 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌德若宮六妃殿下の台臨あり超えて昭和三年四月本校創立滿二十五年記念式、大學豫科たる高等學部始業式、御大典記念女性文化展覽會等を併せて舉行したる際は 皇后陛下の行啓を仰ぎ東伏見宮伏見若宮賀陽宮久邇宮久邇若宮梨本宮朝香宮竹田宮閑院若宮九妃殿下の台臨を忝くす。是れ嘗に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり。特に本校は創設當初の目的を達成せんが爲め大正八年以來其規模を擴張し程度を高め大學令に據る綜合大學たらしむべく計畫中の處幸にして諸般の準備整ひたるに依り之れが認可を出願せしも、大學令適用上に疑義存し急速認可の運びに至り難きを以て止むを得ず先づ專門學校令の

下に實質上の大學教育を開始するに決し昭和二年四月より其豫科たる高等學部を開設し、昭和五年四月其本科を開設せり

## 二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそれは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以

眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は常に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人

格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天眞を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信するも學生各自の自由撰擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力潑刺として活動し各人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら

進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して每學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は每學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有功ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものも外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十一高等女學寮舎一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得



失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○**訓育の方針** 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを區別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自己融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○**本校の體育** 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戲競技等の體育を奨勵するのみならず學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を凝らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

### 三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協義の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

### 二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

### 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

### 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團

法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て維持經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に

繼續せしむることを計るべし

#### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の揀定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を揀定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃

至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半数の投票に依りて之を揀定囑託し又全員缺けたるときは五名乃

至十名の最多額義捐者又は其相續人に其揀定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議に

より必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

井上準之助

塘茂太郎

村山龍平

久原房之助

久保田讓

男 文藝博士 松本亦太郎

男 文藝博士 古河虎之助

男 文藝博士 藤田平太郎

男 文藝博士 藤原千代

## 五、本校の現在組織

○本校の現在組織は左の如し

<p>本 科</p> <p>理學科 家政學部 化學部</p> <p>文學科 國文學部 英文學部</p> <p>修業年限三ヶ年 本科は昭和五年度より開始</p>	<p>高等學部</p> <p>文理科</p> <p>修業年限三ヶ年</p>	<p>專門科</p> <p>國家文學部 政治學部 英國文學部 師範學部 社會事業學部</p> <p>修業年限四ヶ年</p>	<p>附屬高等女學校 修業年限五ヶ年</p> <p>附屬豐明小學校 尋常科</p> <p>附屬豐明幼稚園 滿四歳より六歳まで</p>
---	---------------------------------------	---	--

男子	男子	法學博士	江口
爵	爵	男爵	定條
森村	三井	阪谷	麻生
市左衛門	高修	芳右衛門	正藏
	榮一		

○特典 専門科英文學部師範家政學部及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験檢定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一、英文學部 英語
- 一、師範家政學部 家事
- 一、國文學部 國語

六、本校教職員

職員

- 校長
- 幹事
- 會計主事

教授教員 (イロハ順)

教授	發生學	醫學博士	井上通夫
同	家政學(家政學部長、本科理學部長)	醫學博士	井上秀
同	婦人衛生	醫學博士	岩田正道
同	化學	理學士	今井貞省
同	漢文學	文學博士	飯島忠夫
同	裁縫、手藝		犬飼すみ
同	園藝	農學士	石原助熊
同	國語、國文學	文學士	石川久太郎

- 麻生正藏
- 塘茂太郎
- 織田雄次



同 同

英語、哲學史

生理學、衛生學

社會經濟學

英文學、文學原理論

化學

國史

地理

地理

料理

化學

國語、國文學(國文學部長)

法制

國史

獨逸語

礦物學

生理學

社會政策、勞資問題、工場法

兒童研究

社會事業、兒童保全事業

禮法

美學

支那文學

病人食餌

ドクトル、オブ、フィロソフイー

醫學博士

文學士

藥學博士

文學士

文學士

理學士

理學士

文學士

文學博士

文學博士

文學士

文學士

醫學博士

醫學博士

文學博士

文學士

文學士

醫學博士

菅 支那子

横手 千代之助

高橋 誠一郎

高橋 泰

高木 誠司

龍居 松之助

武見 芳二

玉木 直

丹下 梅

武島 又次郎

中村 進午

中村 孝也

中村 政雄

坪谷 幸六

永井 潛

永井 亨

榎崎 淺太郎

生江 孝之

村田 志賀

村田 良策

宇野 哲人

上田 春治郎



同 同

地理學  
宗教史  
社會心理學  
哲學  
宗教哲學  
國語、國文學  
心理學、美術史(本科文學部長)  
法制經濟  
英語、英文學  
保健學  
言語學  
漢文學  
英語、英文學  
社會衛生  
數學  
圖畫  
心理學  
近代教育史  
變態心理學、缺陷不良兒問題  
家庭物理  
形態美學  
料理

文學士  
マスター、オブ、アーツ  
文學博士  
文學博士  
文學博士  
文學博士  
文學博士  
文學博士  
文學博士  
文學士  
文學士  
マスター、オブ、アーツ  
醫學博士  
文學博士  
醫學博士  
文學博士  
醫學博士  
文學博士  
文學士  
文學士  
ドクトル、オブ、フィロソフィー  
文學士

内田寛一  
野見山フジ  
桑田芳藏  
桑田嚴翼  
矢吹慶輝  
前島春三  
松本亦太郎  
松本重治  
モード・リヨン・ケリー  
二木謙三  
藤岡勝二  
福田福一郎  
イ・ジ・フリッツ  
富士川游  
富田次郎  
藤田外次郎  
古屋正壽  
高良トミ  
小林澄兄  
小藤虎之助  
近藤耕藏  
今藤和次郎  
手塚かね

同 同

物理學  
實踐倫理  
圖畫  
農村問題  
建築裝飾  
西洋史  
漢文學  
英語  
英語  
數學  
衣服原料  
英語  
經濟學  
體操  
育兒學  
英語、英文學  
社會學、英語(社會事業學部長)  
英語、英文學(英文學部長)  
國文學  
國語  
料理  
統計學

理學士  
理學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
文學士  
醫學博士  
醫學博士  
文學士  
文學士  
法學博士  
理學士  
文學士  
文學士  
文學士  
理學士  
理學士

淺野肇  
麻生正藏  
阿部七五三吉  
佐藤寛次  
佐藤功一  
佐藤堅司  
佐藤久節  
佐竹直重  
山宮允  
酒井十代  
齋藤俊吉  
菊池武一  
鹽澤昌貞  
白井規矩郎  
島田重信  
島田重祐  
正田淑  
上代たの  
久松潜一  
弘田由己  
東田佐繫  
森數樹







(寮務主任)

同寮監

指導者

寮監兼指導者

寮監

寮監兼指導者

指導者

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

寮監兼指導者

同

同

寮監

寮監兼指導者

大岡 薦枝

出野 じゆ

小山 さいん

淀野 さい

高桑 ハナ

藤田 貞

上田 かり

芦澤 千代

若原 千代

氏家 壽子

大原 恭子

小竹 ミチ

亘理 なみ

菅支 那子

野見山 フジ

木原 年代

柴谷 クニ

山原 鶴

安東 幸子

西川 兎美

井上 ヨシ

巖居 正榮

指導者

同

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者

指導者

同

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者

寮 監

指導者

寮 監

寮監兼指導者

寮 監

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者

寮 監

同

同

寮監兼指導者

榮木三浦

河村サダ

關貞子

山川知

福澤かほる

石森千代

戸野村操

若林照子

中村君子

栗栖妙子

安藤ときへ

伊藤順子

大澤多喜

前原麗子

有賀あやか

泉美代

黒河内あみ

望月雛

片山初代

平井富士枝

石川園子

青木キヨ子





顧問

醫學博士  
醫學博士

前 矢 二  
田 田 木  
浩 謙  
園 藏 三

# 日本女子大學校學則

## 第一章 總 則

- 第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす
- 第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る
- 第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

## 第二章 通 則

### 第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第三條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

### 第二 入學、在學

第四條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第五條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第六條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歷書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし  
(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 府市區町 番地  
縣郡村

現住所 府市區町 番地  
縣郡村

華士族平民何某 何女 姉妹

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何科何學部(又は高等學部(文科或は理科)へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歴 書

本籍 府市區町  
縣郡村 番地

華士族平民何某何女

何 誰

一 生 年 月

一 生 地

一 轉 住

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無

一 父 兄 の 職 業

一 何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

一 .....

賞 罰

一 .....

右之通に候也

年 月 日

右 何 誰

第七條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし  
第八條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其實に任じ得る者たるを要す

第九條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十條 保證人死亡又は第八條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十一條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十二條 特別の事情ありて入寮する能はざるものは父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

### 第三 退學、休學

第十三條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ケ年以内休學することを得

第十六條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

### 第四 卒業

第十七條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

### 第五 檢定料、入學料及授業料

第十八條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の詮衡及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第十九條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科金九拾四圓とす  
第二十一條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数 期 間 本科 高等學部 專門科

第一期 四月十五日迄 金四拾五圓 金四拾圓 金參拾四圓

第二期 九月十五日迄 金四拾五圓 金四拾圓 金參拾四圓

第三期 一月十五日迄 金貳拾圓 金貳拾圓 金貳拾六圓

第二十二條 一旦納付したる學費は之を還付せず

第二十三條 休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十四條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

### 第三章 本科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一 本校高等學部を卒へたる者

一 本校專門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一 專門學校令に依る女子專門學校本科を卒へたる者

一 高等女學校の高等科を卒へたる者

一 中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一 專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔證衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一 本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一 本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は證衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験檢定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

#### 第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部  
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては參考科目を加ふ

第三條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 兒童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服裝研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及毎週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
生理學	二	二	二
食品化學	二	二	二
實驗			
食糧品學	二	二	二
實驗			
實驗			



必修科目  
第二部

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	營養學
								二				二
										二		二
二		二		二		二				二		

兒童心理學	婦人科醫學及衛生	實驗	小兒診斷學	實驗	小兒榮養學	實驗	小兒保育學	小兒科醫學	實驗	遺傳及優種學	實驗	胎生學	解剖學	實驗	生理學
							二			二		二	二		二
					二		二	二		二					二
二	二		二												



社會事業概論	二
經濟學	二
社會學	二
社會政策	二
衛生學	二
教育學及教授法	三

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

但し參考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して之に合格したるものを以て卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

第一學年

必修科目	學修期間	每週時數	每週回數
理論及無機化學第一部	一年	四	一
有機化學第一部	一年	二	一
分析化學	一年	二	一

物理學  
分析化學實驗  
無機化學實驗  
第二學年

一、二學期  
三學期

四

五五

必修科目

無機化學第二部  
有機化學第二部  
理論化學第二部  
有機化學實驗法  
理論化學實驗法  
有機化學實驗  
理論化學實驗  
選擇科目(甲)  
化學史  
礦物學  
植物學  
第三學年

一年  
一年  
一年  
一年  
一年  
半年  
半年  
一年  
一年  
一年  
一年  
一年

二二二 | | 二二二三三二

| | | 五五 | | | |

必修科目

特別問題實驗  
染色化學  
營養化學  
燃料及電氣  
選擇科目(乙)

一年  
一年  
一年  
一年間隨時

二二二 |

| | | |

膠質化學	一年	二	
藥物學	一年	二	
細菌學	一年	二	一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものならざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及び選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものをして卒業者とす

### 第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

- 國文學部
- 英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一) 國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(一)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教必理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(一)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二) 英文學部

必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)  
 美學、美術史(二)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)  
 國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を

學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は每學年の始めに之を揭示す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

## 第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲するものは特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歷書を添付して願出づべし

前項の履歷書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を撰定して學力檢定の入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學滿期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を經たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す



第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

科目	學年及毎週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
實 踐 倫 理	二	二	二
國 語	二	二	二
漢 文	二	二	二

第一外國語	10	10	10
第二外國語	(4)	(4)	(4)
歷史	2	2	2
地理	2		
數學	2	2	2
心理及論理		2	2
哲學			2
法制及經濟學			2
自然科學	2	2	2
體操	2	2	2
計	216 (30)	216 (30)	216 (30)

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理	2	2	2
學年及每週學修時數			

國語及漢文	二	二	二
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
數學	四	四	二
物理學		三	五
化學		三	四
植物及動物	二	二	
礦物及地質	二		
心理學		二	
哲學			二
圖畫	二		
體操	二	二	二
計	(二六) (一九)	(三九) (二九)	(三三) (二八)

一、第一外國語に英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第八條 各學年の課程修了及卒業は各科目の試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

## 第八章 專門科

第一條 專門科は女子に適當なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす  
第二條 專門科に左の諸學部を置く

家政學部

國文學部

英文學部

師範家政學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ケ年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ケ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第七條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

實踐倫理 (一)  
體操 (二)

第八條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目、配當及其毎週學修時數左の如し

倫理學 第二學年(一)第三學年(一)  
心理學 第一學年(一)  
國語 第一學年(四)  
英語 第一學年(三)第二學年(三)

但し修業年限五少年の高等女學校卒業者は國語を缺くことを得

國文學部に於ては作文、文法、修辭及現代國文學を以て前項の國語に充つ

英文學部に於ては英語讀解を以て前項の英語に充つ

第九條 主專攻科目は學生が主力を注いで學修せんとして選擇せる聯絡ある一國の科目にして基礎科目は一定の專攻科目の研究に必要な豫備知識を授くる科目とす

第十條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り毎週三時間以上專攻する聯絡ある一國の科目とす

第十一條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十二條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其毎週學修時數左の如し

家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家庭物理學	二			
家庭化學	三			

計	料 理	家 庭 管 理	養 老 護 理	看 護 兒	育 兒	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究	主 專 攻 科 目	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學
八										一	二
八	三						二、 三學期 二	二、 三學期 三五			
一〇	三			一、 二學期 二	三 學期 二	三					
八	三	二				三					

備考 副專攻科目として物理學を選択するものは家庭物理學を缺くことを得

國文學部

國語學概論	主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
		二			

英文學科

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語讀解	一〇	一〇	七	五
文學概論	二			
作文、文法、修辭	二			
語法研究				一
現代國文學	二			
近代國文學		三	二	二
中世國文學		三	二	二
上代國文學				二
國文學史		二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文學	二	二	二	二
計	一〇	一〇	一〇	一一

師範家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家庭物理學	二			
家庭化學	三			
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
主專攻科目				
衣服研究		二、三學期 三五		
食物研究			三	三

計	英文學評論	英文學史	英文學	英語作文	英語會話
計	英文學評論	英文學史	英文學	英語作文	英語會話
一五				三	二
一五				三	二
一四		二	五		
一四	二	二	五		



基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		

社會事業學部

備考 副專攻科目として物理學を選択するものは家庭物理學を缺くことを得

育兒法			三學期	二
看護老護				二
教育學			教育學概論 中等女學校教授法	二 一
料理學		三	家事一般教授法	二 三
計	八	八	一〇	一〇



計	社會事業實習	婦人問題	社會政策	勞工使用問題農村問題、 勞資問題	女工ノ教育保護及娛樂問 題	社會事業調查法	防貧救貧事業	同化事業、家族問題	女工職業問題	工場法、青年女子ノ研究	產業ノ發展	社會事業ノ發展及理論	社會問題	變態心理學	社會倫理	主專攻科目
八																女工保全科
八																
一一									二	二	二	二	二	二	二	
一一		二	二	二	二	二	二	二								

第十三條 副專攻科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、英語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十四條 開設すべき選擇科目並に其每週學修時數は學年の始め之を揭示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十五條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ每週十九時間以上二十五時間以内の範圍内に於て學修するものとす

第十六條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十七條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十八條 各學年の課程修了は各科目の試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十九條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を参照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第二十條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十一條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十二條 各學部の卒業生にして引續き在學研究せんと欲する者は一年以上三年以内の範圍内に於て之を許可することあるべし

第二十三條 本校の諸規則は凡て之を特修生並に研究生に適用す

#### 附 則

第二十四條 本學則改正の際現に在學せる從來の日本女子大學校各學部學生は專門科各學部に在學せるものと看做す

## ○寮 規

- 一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし
- 一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ
- 一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし
- 一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし
- 一、本校校醫は寮の衛生を司どり病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
- 一、寮費及食料雜費左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす
- 但時價の高低により隨時之れを増減す
- |     |    |       |       |     |
|-----|----|-------|-------|-----|
| 普通寮 | 寮費 | 四圓    | 食料及雜費 | 拾七圓 |
| 折衷寮 | 寮費 | 四圓五拾錢 | 食料及雜費 | 拾七圓 |
| 洋風寮 | 寮費 | 五圓及六圓 | 食料及雜費 | 拾七圓 |
- 一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
- 一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若くは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

## 入學志願者心得

- 一、入學志願者は規則書の卷頭に掲げたる本校教育の主義方法を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたし
- 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし
- 三、入學志願者は本所所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に檢定料を添付差出さるべし(學則第二章第六條第十八條參照)
  - 一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書  
但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を(何々第何巻と)附記せらるゝを要す 從來往々英文學部志望者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志望者には之を省ける向あるも右は各學部志望者にも記載せられたし
  - 二、體格檢査書
  - 三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書  
但この考定書は性質特徴品行に關し詳細に記載したるものなるを要す
  - 四、檢定料金五圓(現金又は郵便爲替券)
  - 五、寫眞(手札形半身寫眞なし最近半年以内撮影せるもの)
- 四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし 入學願書、履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第六條の様式に従ひ美濃紙に認められたし
  - 一、氏名の側に片假名を附記すること
  - 二、氏名の上に入寮又は通學と記すること
  - 三、高等學部入學志願者は願書本文中の文科又は理科の下に括弧を設け其中に大學本科の志望學部名(英文學部志望志望の如し)を記すこと

五、入學志願中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間合はざる等の爲め設備不可能となる場合尠なからざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交附せずして直接當校へ送付の手續きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られたし若し學校に於て入學願書、履歷書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向尠なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る狀況にあり加ふるに設備に際し其學部志望者を先きにし然る後第二志望者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志望者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、本科入學志願者にして學則第三章第三條一項乃至三項に該當するものに對して行ふ試験の科目は左の如し

理學科	家政學部	英語	物理化學
	化學部	英語	物理化學
文學科	國文學部	國語	漢文、英語
	英文學部	國語	英語

九、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を設備の上學則第八章第五條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

譯解、作文、書取、發音、會話

- 譯解の程度はナシヨナルリーダ第四を標準とす併し問題は必ずしも該讀本のみより出すとの意にはあらず
- 作文は和文英譯により單純なる英文の構造並に之れに要する文法の理解と應用とを試験するにあり
- 書取及び會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置くこととせり

一〇、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休養

となられたることを證する書面を添付せられたし

一一、實科高等女學校、實業學校の卒業生は當分の内入學願書を受理せず

一二、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る

一三、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滞なく其旨申出られたし

一四、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得ゝ豫定なり

一五、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す

一六、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず

一七、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたし





# 昭和六年度日本女子大學校學生募集要綱

## 一、募集人員

### 本科

理學科  
家政學部

若干名

化學部

若干名

文學科  
國文學部

若干名

英文學部

若干名

### 專門科

家政學部

凡百五十名

國文學部

凡六十名

英文學部

凡五十名

師範家政學部

凡百五十名

社會事業學部

凡六十名

## 二、入學願書受付期限

昭和六年一月十日より二月十六日まで

注意 期限後に到達したものは受付けませんから必ず右期限内に到達するやう發送せられたし

### 三、入學試験を要する學部の試験期日

本科理學科、文學科(學則第三章第三條  
第一項及至第三項該當者)

三月二十七日、二十八日

専門科英文學部(學則第八章  
第五條によるもの)

三月二十七日、二十八日

四、入學志願者は學則並に學則末尾に附せる入學志願者心得及別冊「學則改正(新學制實施)に就ての説明」を精讀し遺漏なきやう手續きせられたし

學則改正(新學制實施)に就ての説明

## 學則改正（新學制實施）に就ての説明

今回本校學制を改正し、現行本科三年高等學部三年（合せて六年）と、専門科四年の制度とを併合し、専門科四年研究科二年（合せて六年）の新制度となし、目下其筋に學制改正の認可申請中なれば、其認可を得たる上は、來年度則ち昭和六年四月より之れを實施する豫定なり。今其實施の次第と改正制度の要點を左に説明し、昭和六年度入學志望者の參考に資し、併せて豫め之れを諒知せられんことを望む。

一、現行本科三年高等學部三年の學制は現在生徒の卒業後は之れを廢止す。従つて昭和六年度に於ては高等學部の生徒は募集せず。

一、新たに制定したる學制は本科四年研究科二年にして、本科は之れを家政學部（第一類、第二類）、國文學部、英文學部、社會事業學部に分ち、現行専門科各學部の教科目に現行高等學部に於ける基礎的科目を按排して選擇制度に編成し、本科を卒業して家庭に入り又社會に出で、天職に従ふものにも、更らに研究科に進んで學術を研鑽せんとするものにも、適切なる素養を得せしめんとする。

研究科は家政學部研究科、國文學部研究科、英文學部研究科の三科とし、現行本科に規定せると殆ど同一の科目を配當せり。

一、新制度の本科、研究科は現行制度の本科、高等學部と其稱呼の重複混雜を避け、當分専門科、研究科と稱し、現行高等學部及本科學生の卒業後に於て、専門科を本科（若くは適當の名稱）に改稱する豫定なり。

一、新制度専門科各學部と現行制度専門科各學部との關係は、單に其内容を改めたるものと、其名稱をも改めたるものあり、其關係左の如し

## 現行制度

家 政 學 部

國 文 學 部

英 文 學 部

師 範 家 政 學 部

社 會 事 業 學 部

## 新制度

家 政 學 部 第 一 類

國 文 學 部

英 文 學 部

家 政 學 部 第 二 類

社 會 事 業 學 部

一、新制度各學部の學科課程は左の如し

## 專 門 科

家 政 學 部 第 一 類

科 礎 基					目 科 修 必							科 目	
家 庭 化 學	家 庭 物 理 學	美 術 史	憲 法 民 法 大 意	經 濟 學	英 語	公 民 學	宗 教 哲 學	哲 學	倫 理 學	心 理 學	體 操		實 踐 倫 理
	二			二	五					二	二	二	第一學年
二					三				二		二	二	第二學年
			二		三			二			二	二	第三學年
		二			三	一	二				二	二	第四學年

		目 科 攻 專 及 目											
英 語	計	料 理	學 政 家					家 庭 教 育	兒 童 心 理	生 理 學	衛 生 學	家 庭 微 菌 學	家 庭 生 物 學
			家 庭 管 理 演 習	經 濟 及 管 理	養 老 及 看 護	育 兒	食 物 研 究						
	一一二	三									二	二	
	二二二	三								二	一		
	一一一	三							二				
	二二一												



目 科 擇 選												
其 他	哲 學 史	宗 教 學	美 學	近 代 文 藝 思 潮	文 學 原 理 論	病 人 食 物	佛 蘭 西 料 理	社 交	園 藝	國 文 學	裁 縫 手 藝	第 二 外 國 語

家政學部第二類

基礎					必修科目						科目	
物理學	數學	經濟學	英語	國語	公民學	宗教哲學	哲學	倫理學	心理學	體操		實踐倫理
	三	二	五	二					二	二	二	第一學年
三			五					二		二	二	第二學年
			五				二			二	二	第三學年
			五		一	二				二	二	第四學年

		目 科 攻 專 主 及 目 科											
教 授 法	教 育 學	計	料 理	學 政 家						生 理 學	家 庭 微 菌 學	動 植 物 學	化 學
				經 濟 及 管 理	養 老 及 看 護	食 物 研 究	育 兒	住 居 研 究	衣 服 研 究				
		1111	三									二	
		1111	三								一	二	三
	二	1111					八		三				
二		110		八									

國文學部

必		科	目
體	實		
操	踐	倫	理
二	二	第一學年	
二	二	第二學年	
二	二	第三學年	
二	二	第四學年	

目 科 擇 選									
其	料	裁	禮	兒	化	物	數	第	英
他	理	縫	法	童	學	理	學	二	語
		手		心		學		外	
		藝		理				國	
								語	

專主及目科礎基									目科修				
上代國文學	中世國文學	近世國文學	現代國文學	國文法	作文修辭	國文學概論	國語學概論	英語	公民學	宗教哲學	哲學	倫理學	心理學
	二	三			一	二		五					二
	二	三					二	五				二	
一	二	二		二				三			二		
二			二					三	一	二			

擇 選							計	目 科 攻				
近代文藝思潮	文學原理論	文學演習	作歌	東洋史	本邦史	教授法		教育學	本邦思想史	有職故實	支那文學史	漢文
					二			二二			三	
					二		二	二四	二		二	二
					二	二		二二	二		二	二
								二〇		二	二	二

必修			科目
心理學	體操	實踐倫理	
二	二	二	第一學年
	二	二	第二學年
	二	二	第三學年
	二	二	第四學年

英文學部

科目								
其他	數學	第二外國語	英語	哲學史	宗教學	論理學	美術史	美學

目科攻專主及目科礎基										目 科			
英 文 學 評 論	英 文 學 史	英 文 學	英 語 會 話	英 語 書 讀 取 方	英 語 發 音	英 語 作 文	英 語 文 典	英 語 讀 解	國 語	公 民 學	宗 教 哲 學	哲 學	倫 理 學
			二	一	一	二	二	七	二				
			三	一		二	二	七	二				二
	二	四	一			二		五				二	
二	二	四	一			二		三		一	二		



目 科 擇 選												計	
其 他	數 學	哲 學 史	宗 教 學	論 理 學	美 術 史	美 學	近 代 文 藝 思 潮	文 學 原 理 論	第 二 外 國 語	英 語	教 授 法		教 育 學
													一三三
													一三三
												二	一〇
											二		一一

社會事業學部

基礎科目					必修科目						科目	
日本思想史	統計學	憲法民法大意	經濟學	社會學	英語	宗教哲學	哲學	倫理學	心理學	體操		實踐倫理
	二			二	五				二	二	二	第一學年
		二	二		五	二		二		二	二	第二學年
					三		二			二	二	第三學年
					三					二	二	第四學年

		目 科 攻 專 主 及											
育 兒 學	兒 童 心 理	科 目	實 習	計	演 習	選 擇 專 攻	社 會 問 題	社 會 衛 生	社 會 心 理	社 會 政 策	社 會 事 業	近 世 產 業 史	經 濟 思 想 史
二	二			二				二			二		
	(一)			二					二			二	
			一 日	二		八(九)							二
			一 日	二		六(七)		三			二		

目 科 攻 專 擇 選													
其 他	教 授 法	教 育 學	教 育 思 想 史	美 術 史	近 世 文 化 史	家 族 研 究	職 業 指 導	勞 働 法 制	產 業 福 利	兒 童 保 全	變 態 心 理	家 庭 管 理	家 庭 教 育
	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	二	二	二
	(四)	(四)			(五)	(一) (三) (四) (五)	(二) (三) (四) (五)	(二) (三)	(二) (三)	(一) (五)	(一) (二)		

選擇ハ最少限度七科目トシ左ノ標準  
 ニヨリ四科目ヲ指定ス

(一) 兒童保全ニ志ス者

(二) 女工保全ニ志ス者

(三) 社會教育ニ志ス者

(四) 中等教員志望者

(五) 社會改善ニ對スル理解ヲ主トスル  
 者

# 研 究 科

(括弧内の数字は單位數を示す)

## 家政學部 研究科

### 第一部 榮養學專攻

#### 必修科目

生物化學(二) 榮養學(二) 食品化學(二) 食糧品學(二) 生理學(二)

#### 選擇科目

食用生物學(一) 理論化學(二) 分析化學(二) 治療榮養學(二) 大量料理學(一) 食物經濟學(一) 燃料問題(二) 食物史(一) 食糧諸問題(二)

### 第二部 兒童學專攻

#### 必修科目

遺傳學(一) 比較發生學(一) 小兒保育學(二) 產科及小兒科學(二) 兒童心理學(二) 個性研究(一) 家庭教育(一)

#### 選擇科目

變態心理學(一) 兒童藝術(一) 少年精神檢查(一) 精神保健(一) 兒童保育事業(二) 兒童

諸問題(三) 榮養學(二) 生理學(二) 社會學(一)  
**國文學部研究科**

必修科目

國語學、國文學(八) 支那文學(二) 言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三) 哲學(一) 宗教哲學(一) 支那哲學(一) 心理學(二) 倫理學(一)  
 美學(一) 美術史(一) 國史學(一) 社會學(一) 教學育概論(一) 教授法(一)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

**英文學部研究科**

必修科目

英語學、英文學(九) 言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三) 文學原理論(一) 哲學(一) 宗教哲學(一) 心理學(二) 倫理學  
 (一) 美學(一) 美術史(一) 支那文學史(一) 國文學史(一) 國文學(一) 西洋史學(一)

教育學概論(一) 教授法(一)

隨意科目

佛蘭西語學 獨逸語學

一、昭和六年度の生徒募集廣告は、新制度認可手續中に屬する爲め、現行制度を以て發表せるを以て、學年開始までに認可を得たる上は、當然左の通り見做して取計ふべければ、各志願者は豫め之れを諒承せられたし。

現行制度の

家政學部に志願したるものは

國文學部に志願したるものは

英文學部に志願したるものは

師範家政學部に志願したるものは

社會事業學部に志願したるものは

新制度の

家政學部第一類へ

國文學部へ

英文學部へ

家政學部第二類へ

社會事業學部へ





昭和六年七月印刷

A decorative rectangular border with a repeating floral or geometric pattern surrounds the central text.

日本女子大學校學則

# 日本女子大學校要覽

## 一、本校の沿革

○本校は創立者故校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來前校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強經費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦四千四百八十二名に達せり。本校が此の如き發展を遂げ得たるは、實に有志の深甚なる助力と、世間の理解ある同情とに依ると共に、畏くも皇室の優渥なる恩澤に化洽育成せられたるもの多大なりとす。即ち開校の年三十四年九月には、皇后陛下（昭憲皇太后）特別の恩召を以て御下賜金を忝くし、大正六年四月には、皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ奉り、同八年三月には、皇后陛下（皇太后陛下）の恩召により再び御下賜金を拜受し、同十三年十月には重ねて、皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ、昭和三年四月三たび、皇后陛下の行啓を仰ぎ奉りたる外、東宮妃殿下、内親王殿下、各宮妃殿下、女王殿下の台臨を賜はりたること數次に及び、又秋季運動會には近年殆ど宮妃殿下、女王殿下の台臨を忝くするを例とせり、是れ當に本校の光榮たるのみに止まらず帝國女子高等教育に對する無上の御獎勵と謂つべく感奮措く能はざるところなり。かくして本校は創立當初の目的を達成せんが爲に、時代の推移に伴ひ學制々度の改善數次に及び漸次綜合大學實現の機運を促進することに努めつゝあり。

## 二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練習に努力するも尚高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設く

るものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なりと同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は當に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするには必須缺くべからざる人生の本源の動力にして人間は之によりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣

人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信ずるも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純真なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激濶として活動し各人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を営ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義**、本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自修を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を奨勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念冥想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむるして毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有功ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するもの、外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十一高等女學寮舎一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犧牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修

練せしむ

○**訓育の方針** 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げべきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを區別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○**本校の體育** 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戲競技等の體育を奨励するのみならず學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漲らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

### 三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人に改めたり寄附行爲證書は左の如し

## 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

### 一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

### 二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

### 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

### 四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む



第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金  
金は本財團法人成立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す  
一 資産より生ずる利子及び其他の收益  
一 入學金授業料及び其他の雜收入  
一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て維持經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

#### 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

#### 七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議に

より必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

### 四、本校の評議員

(イロハ順)

井 上 準 之 助

井 上 秀

塘 上 茂 太 郎

村 山 龍 平

久 原 房 之 助

久 保 田 讓

松 本 亦 太 郎

古 河 虎 之 助

男 文 學 博 士 爵

九

## 五、本校の現在組織

○本校の現在組織は左の如し

<p>高等學部</p> <p>文 理 學 學 科 科 英 家 文 政 學 學 部 部</p> <p>修業年限三ヶ年</p>	<p>高等學部</p> <p>文 理 學 學 科 科 英 家 文 政 學 學 部 部</p> <p>修業年限三ヶ年</p>	<p>專門科</p> <p>社 英 國 家 家 會 文 文 政 政 事 學 學 學 學 業 部 部 部 部 學 部 部 部 部 部 部 部 部</p> <p>修業年限四ヶ年</p>
---	---	--

男子	男子	法學博士	男子	男子
爵	爵	爵	爵	爵
森村市左衛門	淵澤榮一	三井高修	三井八郎右衛門	阪谷芳郎
				麻生正藏
				江口定條
				藤原千代
				藤田平太郎

同 研 究 科  
 英國家政學部  
 修業年限二ケ年

附屬高等女學校 修業年限五ケ年

附屬豊明小學校 尋常科

附屬豊明幼稚園 滿四歳より六歳まで

○特典 専門科英文學部家政學部第二類及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験檢定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一、英文學部

英語

一、家政學部第二類

家事

一、國文學部

國語

六、本校教職員

職 員

校 長

子 爵

澁 澤 榮 一

學 監

井 上 秀

幹 事

塘 茂 太 郎

會計主事

織 田 雄 次

教授教員 (イロハ順)

教 授 發生學、解剖學

醫學博士

井 上 通 夫

同 家政學(家政學部長、本科理學部長)

井 上 秀

同 同

婦人衛生

化學

漢文學

裁縫、手藝

園藝

國語、國文學

衛生

英文學

家族問題、婦人問題、母親擁護事業

國語、國文學

國史、東洋史

防貧救貧事業

倫理學

青年女子ノ研究

文藝思潮、文學演習

和歌

家庭微生物學、生物學(高等學部長)

家事、料理

榮養學

倫理學

英語

醫學博士

理學士

文學博士

文學士

農學士

醫學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

醫學博士

文學士

文學士

岩田正道

今井貞省

飯島忠夫

犬飼すみ

石原助熊

石川佐太郎

石原房雄

服部他之助

林惠海

橋本進吉

西岡虎之助

戸川貞三

友枝高彦

千輪浩

茅野儀太郎

茅野雅郎

茅野橋廣

大岡薦枝

大岡憲太

大森憲太

大島正徳

大原恭子

同 同

兒童心理學

國語

化學

化學

病理學

英語

社會學、社會問題

國語

生理學

教育學、教授法

哲學、獨逸語

英語、哲學史

生理學、衛生學

社會經濟學

英文學、文學原理論

化學

國史

料理

化學

國語、國文學(國文學部長)

法制

國史

ドクトル、オブ、フィロソフィー

ドクトル、オブ、フィロソフィー

文學士、法學士

文學博士

文學士

醫學博士

醫學博士

醫學博士

文學士

醫學士

醫學士

文學士

文學士、法學士

醫學博士

醫學博士

文學士

文學博士

文學士

文學士

醫學士

文學士

法學博士

文學博士

小野島 右左雄

小笠原 雜代

小野田 忠

緒方 章

岡田 道治

岡田 道治

綿貫 哲一

渡邊 英一

若林 勳

河野 清丸

川田 熊太郎

菅支 那子

横手 千代之助

高橋 誠一

高橋 誠一

高木 誠

龍居 松之助

玉木 直

丹下 梅

武島 又次郎

中村 進午

中村 孝也

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

獨逸語  
英 語  
生理學  
社會政策、勞資問題、工場法  
兒童研究  
社會事業、兒童保全事業  
禮 法  
美 學  
支那文學  
病人食餌  
宗教史  
社會心理學  
哲 學  
宗教哲學  
國語、國文學  
心理學、美術史(本科文學部長)  
法制經濟  
保健學  
言語學  
漢文學  
英語、英文學  
英文學

バチエラー、オプ、アーティスト	文學士	中村政雄
	醫學博士	中村峰尾
	經濟學博士	永井潛
	文學博士	永井亨
		榎崎淺太郎
		生江孝之
		村田志賀
		村田良策
	文學士	宇野哲人
	文學博士	上田春治郎
	醫學博士	野見山フジ
マスター、オプ、アーティスト	文學博士	桑田芳藏
	文學博士	桑田嚴翼
	文學博士	矢吹慶輝
	文學博士	前島春三
	文學士	松本亦太郎
	文學博士	松本重治
	文學士	二本謙三
	醫學博士	藤岡勝二
	文學博士	福田福一郎
バチエラー、オプ、アーティスト	イー・ディー・ファイリッツプス	エムレボン・ビー・フオス

同 同

社會衛生  
 數學  
 圖畫  
 民族衛生  
 心理學  
 近代教育史  
 變態心理學、  
 缺陷不良兒問題  
 家庭物理  
 形態美學  
 細菌學  
 料理  
 物理學  
 佛語  
 農村問題  
 建築裝飾  
 西洋史  
 漢文學  
 英語  
 英語  
 數學  
 衣服原料  
 シェクスピア研究

ドクトル、オプ、フィロソフィー

文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士
齋藤	齋藤	酒井	山宮	佐竹	佐久	佐藤	佐藤	赤松	淺野	手塚	小南	今和	近藤
勇	俊	十	宮	直	堅	功	寬	秀	野	か	清	次郎	耕藏
		代		重	節	司	一	景	巖	ね		郎	助
		允		重	節	司	一	景	巖	ね		郎	助
		允		重	節	司	一	景	巖	ね		郎	助



同  
 英 語 經 濟 學 體 操 育 兒 學 英 學、英 文 學 社 會 學、英 語（社 會 事 業 學 部 長）  
 國 文 學 國 文 學 國 語 料 理 統 計 學 博 物 化 學 體 操 料 理、禮 法 家 事 家 事 物 理 學 生 物 學 家 事 體 操 生 物 學

文 學 士 法 學 博 士 醫 學 博 士  
 マ ス タ ー、オ プ、ア ー ツ  
 マ ス タ ー、オ プ、ア ー ツ  
 マ ス タ ー、オ プ、ア ー ツ  
 文 學 士 理 學 士 理 學 士

菊 池 武 貞 一 鹽 澤 昌 貞 白 井 規 矩 島 田 信 島 田 重 正 田 淑 上 代 重 久 松 一 弘 田 山 東 佐 譽 森 數 妹 尾 秀 鈴 木 ひ て 高 桑 ハ 藤 田 貞 上 田 千 代 若 澤 富 河 上 さ わ 氏 家 壽 子 恒 吉 隆 野 口 つ た

同 教  
 員  
 博 生 家 家 家 洋 化 料 物 家 家 化 國 家 物 家 家 家 家 洋 洋 看 護  
 物 理 事 事 事 裁 學 理 理 事 事 學 語 事 理 事 事 事 事 裁 裁 法

河 高 筭 津 木 綱 和 大 伊 笠 石 矢 中 戸 河 木 柴 小 亘 丹 高 小  
 野 橋 井 本 下 島 田 澤 藤 井 森 口 村 野 村 原 谷 竹 理 羽 木 塚  
 ア 憲 た け 夜 千 き 順 の 千 孝 君 サ 年 ク ミ な よ み 浪  
 イ 子 け 季 い 子 枝 子 子 ぶ 代 子 子 操 ダ 代 ニ チ み し よ 路

同	同	囑託教師	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		囑託教師												英語教授囑託	兒童研究所員	化學	料理	料理	和裁	家庭徽菌
ピアノ	唱歌	琴																		

篠野	大井	今井	水野	小笠原	牧野	渡邊	赤井	川田	中込	野宮	吉岡	米田	吉江	岸田	濱名	島山	杉村	中桐	村上	堀内	小沼
靜珠	慶義	理慶	邊	慶	慶	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井
江子	松子	子	子	子	泰久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	美	子	子	子	エ子	子

同 ピアノ  
同 ヴァイオリン  
同 オルガン  
同 生花  
同 茶道  
同 琴  
同 琴  
同 薙刀  
同 料理  
同 料理

寮監兼指導者(指導主任)  
指導者  
同  
寮監兼指導者  
同  
寮監  
寮監兼指導者  
寮監兼指導者  
寮監兼指導者  
同

寮監 指導者

上田	丹羽	藤田	淀野	小山	出野	大岡	瀬野	正田	手塚	藤原	青柳	酒井	永井	海老	渥美	近藤	兒島	多富	安達	一宮
り	よ	田	さ	じ	り	薦		か	千		正		井	澤	繁	よ	文	久	達	道
う	し	貞	い	ん	う	枝	信	淑	ね	代	猛	吉	駿	子	野	し	茂	子	孝	子

寮監兼指導者  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
寮監兼指導者  
寮監  
同  
同  
寮監兼指導者  
寮監兼指導者  
指導者  
同  
寮監兼指導者  
指導者  
同  
寮監兼指導者

若林照子  
戸野村  
石森千代  
福澤かほる  
關村貞子  
河村サダ  
榮木三浦  
巖居正榮  
井上ヨシコ  
西川兎美  
安東幸子  
山原鶴  
柴谷クニ  
木原年代  
野見山フジ  
菅支那子  
亘理なみ  
小竹ミチ  
大原恭子  
氏家壽子  
若原富子  
芦澤千代

指導者  
 同  
 同  
 同  
 寮 監  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 寮 監兼指導者  
 寮 監  
 寮 監兼指導者  
 寮 監兼指導者  
 寮 監  
 寮 監兼指導者  
 寮 監  
 寮 監兼指導者  
 寮 監兼指導者  
 寮 監兼指導者  
 寮 監兼指導者  
 寮 監兼指導者

中 長 北 吉 瀧 横 庄 津 木 鍛 春 石 平 片 泉 船 阿 前 伊 安 栗 中  
 桐 友 川 川 口 山 田 本 下 冶 木 川 井 山 橋 部 原 藤 藤 栖 村  
 富 鶴 梅 眞 道 喜 さ け 本 キ ョ 園 初 美 ツ 宮 麗 順 と き 妙 君  
 子 子 子 澄 代 和 だ 季 い 子 子 子 枝 代 代 ネ 子 子 子 へ 子 子

寮監兼指導者

同 同

庶務

庶務

同 同

會計

同 同

圖書

顧問

事務員

校醫

三二

本並春江

高倉ちづ

中村録太郎

飯塚照雄

津曲たか

主藤たか

上海原於子夏

齋藤清次郎

末藤千代

岩井いさを

岡村つよ

醫學博士

醫學博士

二木謙三

矢田浩藏

前田園

# 日本女子大學校學則

## 第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

## 第二章 通 則

### 第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第三條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第四條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日



皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

第二 入學、在學

第五條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第六條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第七條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歷書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし  
(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 府市區町 番地  
縣郡村

現住所 府市區町 番地  
縣郡村

華士族平民何某  
何女 姉妹

何 誰

生年 月 日

私儀御校何科何學部(又は高等學部)へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御

許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履 歴 書

本籍 府市區町 番地  
縣郡村

華士族平民何某何女  
姉妹

何

誰

一 生 年 月

一 生 地

一 轉 住

一 現 住 所

一 兩親の有無

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

一 .....

一 賞 罰

一 .....

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰(印)

第八條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし  
第九條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其實に任じ得る者たるを要す

第十條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十一條 保證人死亡又は第九條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十二條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十三條 特別の事情ありて入寮する能はざるものは父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記

したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

### 第三 退學、休學

第十四條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十五條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十六條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ケ年以内休學する

ことを得

第十七條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

### 第四 卒業

第十八條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

### 第五 檢定料、入學料及授業料

第十九條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の證衡及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第二十條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十一條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科研究科金百拾圓專門科金九拾四圓とす  
第二十二條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数	期	間	本科、專門科研究科	高等學部	專門科
第一期		四月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第二期		九月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第三期		一月十五日迄	金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓

第二十三條 一旦納付したる學費は之を還付せず  
第二十四條 休學中と雖授業料は之を徴收す  
第二十五條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徴收す

### 第三章 本科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一 本校高等學部を卒へたる者

一 本校專門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一 專門學校令に依る女子專門學校本科を卒へたる者

一 高等女學校の高等科を卒へたる者

一 中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一 專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

本條によりて入學せしめたる者は一年間實踐倫理を課す

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選抜詮衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一 本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一 本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は詮衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験檢定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

#### 第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部  
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては參考科目を加ふ

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 兒童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服裝研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及毎週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
生理學	二	二	二
實驗			
食品化學	二	二	
實驗			
食糧品學	二	二	
實驗			

必修科目

第二部

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	營養學
								一一				一一
										一一		一一
一一		一一		一一		一一				一一		一一

兒童心理學	婦人科醫學及衛生	實驗	小兒診斷學	實驗	小兒營養學	實驗	小兒保育學	小兒科醫學	實驗	遺傳及優種學	實驗	胎生學	解剖學	實驗	生理學
							二			二		二	二		二
					二	二	二	二		二					二
二	二		二												





社會事業概論	二
經濟學	二
社會學	二
社會政策	二
衛生學	二
教育學及教授法	三

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

但し參考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して

之に合格したるものを以て卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

	第一學年		
必修科目		學修期間	每週時數
理論及無機化學第一部		一年	四
有機化學第一部		一年	二
分析化學		一年	二
			每週回数
			一

物理學

分析化學實驗

無機化學實驗

一、二學期

三學期

一年

| | 四

五 一 |

必修科目

無機化學第二部

有機化學第二部

理論化學第二部

有機化學實驗法

理論化學實驗法

有機化學實驗

理論化學實驗

選擇科目(甲)

化學史

礦物學

植物學

必修科目

第三學年

一年

一年

一年

一年

半年

半年

一年

一年

一年

一年

一年

一年間隨時

一年

一年

一年

二

三

三

二

二

|

|

二

二

二

|

二

二

二

二

|

|

|

|

五

五

|

|

|

|

|

|

|

|

|

選擇科目(乙)

膠質化學	一年	二	—
藥物學	一年	二	—
細菌學	一年	二	—

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものを以て卒業者とす

第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

- 國文學部
- 英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一) 國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(二)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(二)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)支那哲學(一)心理學(二)倫理學(一)美學、美術史(二)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二) 英文學部

必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)  
 美學、美術史(二)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)  
 國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を

學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

第五條 學生は毎學年五單位以上の科目を學修すべし  
 第六條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は毎學年の始めに之を掲示す  
 第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

## 第六章 研 究 科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲する者は特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歷書を添付して願出づべし

前項の履歷書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を揀定して學力檢定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學滿期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差

出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を経たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す

第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

### 第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第五條 文科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	學年及每週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理		二	二	二
國語		二	二	二
漢文		二	二	二

第一外國語	一〇	一〇	一〇
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	二	二	二
地理	二	二	二
數學	二	二	二
心理及論理	二	二	二
哲學	二	二	二
法制及經濟	二	二	二
自然科學	二	二	二
體操	二	二	二
計	(三〇) (一六)	(三〇) (一六)	(三〇) (一六)

一、第一外國語は英語とす  
 一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす  
 第六條 理科の各學年に於ける科目及其毎週學時數は左の如し

科目 學年及毎週學時數	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	二
	實踐倫理	二



國語及漢文	二	二	二
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
數學	四	四	二
物理學		三	五
化學		三	四
植物及動物	二	二	
礦物及地質	二		
心理學		二	
哲學			二
圖畫	二		
體操	二	二	二
計	(二六)	(二九)	(三六)

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 各學年の課程修了及卒業は各科目の試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

## 第八章 專門科

第一條 專門科は女子に適當なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす  
第二條 專門科に左の諸學部を置く

家政學部 第一類

國文學部 第二類

英文學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす

第四條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す  
但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第五條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす  
專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第六條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

實踐倫理 二

體操 二

第七條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目及其毎週學修時數左の如し

心理學 二

第一學年

倫理學	二	第二學年
哲學	二	第三學年
宗教哲學	二	第四學年
公民學	一	第四學年

社會事業學部は演習に於て公民學を課す

第八條 主專攻科目は學生が主力を注いで學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻

科目に必要な豫備知識を授くる科目とす

第九條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り毎週三時間以上專攻す

る聯絡ある一團の科目とす

第十條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十一條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其每週學修時數左の如し

但し卒業後家政學部第二類に於ては家事、國文學部に於ては國語、英文學部に於ては英語の中等教員無試験檢定を受けんとする者は在學中教育學、教授法の二科目を選擇し學修することを要す

家政學部第一類

主專攻基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語	五	三	三	三
經濟學	二			
憲法民法大意			二	
美術史				二

料	學 政 家						家 庭 教 育	兒 童 心 理	生 理 學	衛 生 學	家 庭 微 菌 學	家 庭 生 物 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
	家 庭 管 理 演 習	經 濟 及 管 理	養 老 及 看 護	育 兒	食 物 研 究	住 居 研 究								
										二		二		二
三					}					二				
			}			五			二		一		二	
三			二		三			二						
	二	二				三								

計	一六	一六	一五	一四
---	----	----	----	----

家政學部第二類

家 政			生 理 學	家 庭 微 菌 學	動 物 學	植 物 學	化 學	物 理 學	數 學	經 濟 學	英 語	國 語	主 基 礎 科 目
育 兒	住 居 研 究	衣 服 研 究											
					二				三	二	五	二	第一學年
				一	二	三	三				五		第二學年
	八		三								五		第三學年
													第四學年

國文學部

及主專政政科目目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語	五	五	三	三
國語學概論		二		
國文學概論	二			
作文修辭	一			
國文法			二	
現代國文學				二
近世國文學	三	三	二	
中世國文學	二	二	二	

料	學		
	經濟及管理	養老及看護	食物研究
計	一七	一七	一六
理	三	三	
			八
			一三

英文學部

英語 書讀 取方	英語 發音	英語 作文	英語 文典	英語 讀解	國語	主專 及基 礎政 科科 科目
一	一	二	二	七	二	第一學年
一		二	二	七	二	第二學年
		二		五		第三學年
		二		三		第四學年

計	本邦 思想 史	有職 故實	支那 文學 史	漢文	國文 學史	上代 國文 學
一六			三			
一八	二		二	二	二	
一六		二	二	二	二	一
一三			二	二	二	二

社會事業學部

及主 基專 礎攻 科科 目目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語	五	五	三	三
社會學	二			
經濟學		二		
憲法民法大意		二		
統計學	二			
日本思想史	二			
經濟思想史			二	
近世產業史		二		

英語會話	二		一	一
英文學			四	四
英文學史			二	二
英文學評論			二	二
計	一七	一七	一四	一四





(五) 社會改善ニ對スル理解ヲ主トスル者

産業福利	二	(二)(三)
勞働法制	二	(二)(三)
職業指導	二	(二)(三)(四)(五)
家族研究	二	(一)(三)(四)(五)
近世文化史	二	(五)
美術史	二	
教育思想史	二	
教育學	二	(四)
教授法	二	(四)
其他		

第十二條 副専收科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、料理、英語、獨逸語、佛蘭西語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十三條 開設すべき選擇科目並に其毎週學修時數は學年の始め之を揭示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十四條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ其學修時間毎週三十時間を超ゆることを得ず

第十五條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十六條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十七條 各學年の課程修了は各科目の試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十八條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を参照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第十九條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考

査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十一條 専門科に左の研究科を置く

家政學部研究科

國文學部研究科

英文學部研究科

第二十二條 研究科の修業年限を當分二ケ年とす

第二十三條 研究科に入學を許可する者は左の如し

一、本校専門科當該學部の卒業生

二、第一項と同等と認めらるゝ女子専門學校卒業生

三、中等教員の免許狀を有する者(専門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

第二十四條 家政學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

但し當分の内第一部第二部を開設す

第一部 榮養學專攻

必修科目

生物化學(一)營養學(一)食品化學(一)食糧品學(一)生理學(一)

選擇科目

食用生物學(一)理論化學(一)分析化學(一)治療營養學(一)大量料理學(一)食物經濟(一)燃料問題(一)食物史(一)食糧諸問題(一)

第二部 兒童學專攻

必修科目

遺傳學(一)比較發生學(一)小兒保育學(一)產科及小兒科學(一)兒童心理學(一)個性研究(一)家庭教育(一)選擇科目

變態心理學(一)兒童藝術(一)少年精神検査(一)精神保健(一)兒童保育事業(一)兒童諸問題(一)營養學(一)生理學(一)社會學(一)

第三部 住居問題專攻

第四部 衣服問題專攻

第五部 法政經濟專攻

第六部 社會保健專攻

第二十五條 國文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學 國文學(八)支那文學(一)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)哲學(一)宗教哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學(一)美術史(一)國史學(一)社會學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

第二十六條 英文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

英語學 英文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)文學原理論(一)哲學(一)宗教哲學(一)心理學(二)倫理學(一)美學(一)美術史(二)  
支那文學史(一)國文學史(一)國文學(一)西洋史學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

獨逸語學 佛蘭西語學

第二十七條 各學部研究科に於ては一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし

隨意科の外國語は單位外とす

第二十八條 各學部研究科學生は每學年七單位以上の科目を學修すべし

第二十三條第二項第三項該當者は入學後一年間實踐倫理を課す

第二十九條 各學部研究科學生は每學年の始めに於て學修科目を定め部長の許可を受くべし

第三十條 各學部研究科の授業科目及講義題目は每學年の始めに之を揭示す

第三十一條 各學部研究科授業科目の修了は試験により之を認定す修了成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第三十二條 各學部研究科に於ては二學年在學し必修科目及選擇科目を合せて科目十四單位以上を修了合格したるも

のを以て卒業者とす

第三十三條 本校の諸規則は凡て之れを特修生並に各學部研究科生に適用す

附 則

本學則は昭和六年四月一日より之を施行す

## ○寮 規

- 一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし
  - 一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ
  - 一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし
  - 一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし
  - 一、本校校醫は寮の衛生を司どり病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
  - 一、寮費及食料雜費の月額左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす  
但時價の高低により隨時之れを増減す
- |     |    |       |       |     |
|-----|----|-------|-------|-----|
| 普通寮 | 寮費 | 四圓    | 食料及雜費 | 拾七圓 |
| 折衷寮 | 寮費 | 四圓五拾錢 | 食料及雜費 | 拾七圓 |
| 洋風寮 | 寮費 | 五圓及六圓 | 食料及雜費 | 拾七圓 |
- 一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
  - 一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若くは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

## 入學志願者心得

一、入學志願者は規則書の巻頭に掲げたる本校教育の主義方法を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたし

二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の軍なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし

三、入學志願者は本所所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に檢定料を添付差出さるべし(學則第二章第七條第十九條參照)

一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書  
但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を(何々第何巻と)附記せらるゝを要す 從來往々英文學部志望者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志望者には之を省ける向あるも右は各學部志望者にも記載せられたし

二、體格検査書

三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書

但この考定書は性質特徴品行に關し詳細に記載したるものなるを要す

四、檢定料金五圓(現金又は郵便爲替券)

五、寫眞(手札形半身寫眞なし最近半年以内に撮影せるもの)

四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし 入學願書、履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第六條の様式に従ひ美濃紙に認められたし

一、氏名の側に片假名を附記すること

二、氏名の上に入寮又は通學と記すること

三、高等學部入學志願者は願書本文中の文科又は理科の下に括弧を設け其中に大學本科の志望學部名(英文學部志望志望の)を記すこと

五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合はざる等の爲め詮衡不可能となる場合尠なからざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありし

六、學校によりては證明書類を本人に交附せずして直接當校へ送付の手續きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られたし若し學校に於て入學願書、履歴書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向尠なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る狀況にあり加ふるに詮衡に際し其學部志望者を先きにし然る後第二志望者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志望者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、本科入學志願者にして學則第三章第三條一項乃至三項に該當するものに對して行ふ試験の科目は左の如し

理學科 (家政學部 英語 物理化學  
化學部 英語 物理化學)

文學科 (國文學部 國語 漢文 英語  
英文學部 國語 英語)

九、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を詮衡の上學則第八章第四條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

譯解、作文、書取、發音、會話

○譯解の程度はナシヨナルリダー第四を標準とす併し問題は必ずしも該讀本のみより出すとの意にはあらず

○作文は和文英譯により單純なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験するにあり

○書取及會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置くこととせり



- 一〇、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし
- 一一、實科高等女學校、實業學校の卒業生は當分の内入學願書を受理せず
- 一二、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る
- 一三、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遅滞なく其旨申出られたし
- 一四、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり
- 一五、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す
- 一六、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず
- 一七、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたし



# 昭和七年度日本女子大學校生徒募集要綱

## 一、募集人員

### 専門科

家政學部第一類	凡百五十名
同 第二類	凡百五十名
國文學部	凡六十名
英文學部	凡五十名
社會事業學部	凡六十名

## 二、入學願書受付期限

昭和七年一月十一日より二月十五日まで

注意 期限後に到達したものは受付けませんから必ず右期限内に到達するやう發送せられたし

三、入學試験を要する學部の試験期日

専門科英文學部(學則第八章  
第五條によるもの)

三月二十四日、二十五日

四、入學志願者は學則並に學則末尾に附せる入學志願者心得を精讀し遺漏なきやう手續きせられたし

昭和六年度より本校學制變更の結果高等學部(文科、理科)は同年度以

降生徒を募集せざるを以て従つて本科(文科國文學部  
英文學部理科家政學部  
化學部)は昭和

十年度に卒業するものを以て最終とするも實質的には之れを繼承して

同年度より専門科各學部(家政、國文、英文)の研究科を開始す

日本女子大学史資料集 第五十七  
(七)

日本女子大学校規則

〔昭和二年二月—昭和六年七月〕

発行日 二〇一八年三月一日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112・8681 東京都文京区目白台二―八一―一  
電話 (〇三) 五九八一―三三七六

印刷 開成出版株式会社

〒101・0052 東京都千代田区

神田小川町三―二六―一四

